

令和3年度 移動サービス事例報告会（WEB開催）

令和4年3月2日（水） 13時～16時15分

-
- 「静岡県における移動サービスの取組」……………p1
静岡県健康福祉部健康増進課 地域支援班 班長 渡邊 敏宏氏
- 「地域で取組む高齢者の移動・外出支援について」……………p17
全国移動サービスネットワーク副理事長 河崎 民子氏
- 「河津町移動・外出支援モデル事業報告」……………p60
河津町健康福祉課 包括支援係 主幹兼係長 遠藤 絹代氏
河津町健康福祉課 包括支援係 主任主事 久澤 康德氏
- 「下田市高齢者移動支援事業」……………p76
下田市市民保健課地域包括支援センター 主事 鈴木 洋平氏
下田市社会福祉協議会 生活支援コーディネーター 久保田 勝氏
- 「伊東市の移動支援における活動報告」……………p97
伊東市高齢者福祉課 主任主事 塚本 裕子氏
伊東市高齢者福祉課 生活支援コーディネーター 八木澤 恵子氏
- 「函南町で自分らしく暮らすには？」…………… p105
函南町福祉課 主任保健師 加藤 祐子氏
函南町社会福祉協議会 生活支援コーディネーター 中村 美那子氏
- 「藤枝市における福祉と交通の連携による移動の支援施策」…………… p142
藤枝市都市建設部地域交通課 主幹兼新交通推進係長 松下 武人氏

主 催：静岡県 受託先：NPO 法人 全国移動サービスネットワーク

令和4年3月2日

令和3年度移動サービス事例報告会
行政説明

静岡県における移動サービスの取組



静岡県 健康福祉部 健康増進課

静岡県概要

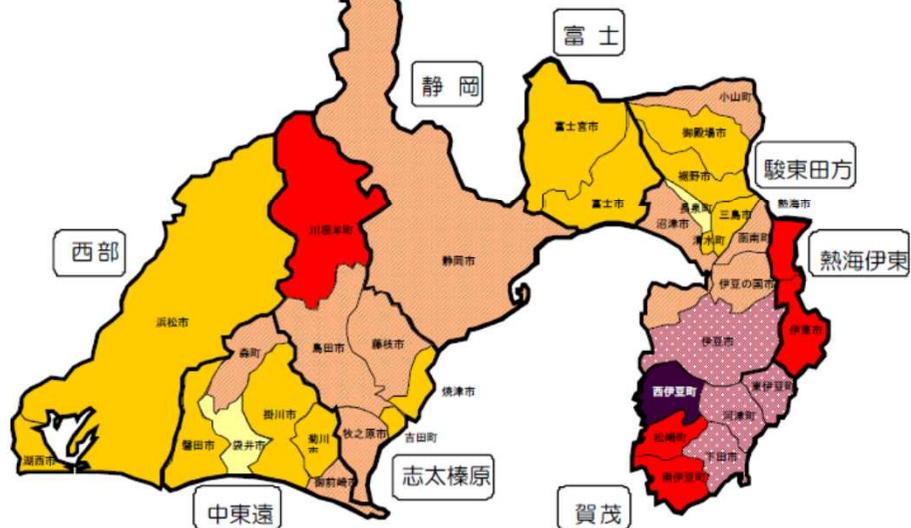
<静岡県概要>

人口 3,674,758人 (2021.4)
 高齢化率 29.9% (2021.4)
 要介護認定率 16.1% (2019)
 健康寿命 男性 73.45歳
 女性 76.58歳 (2019)

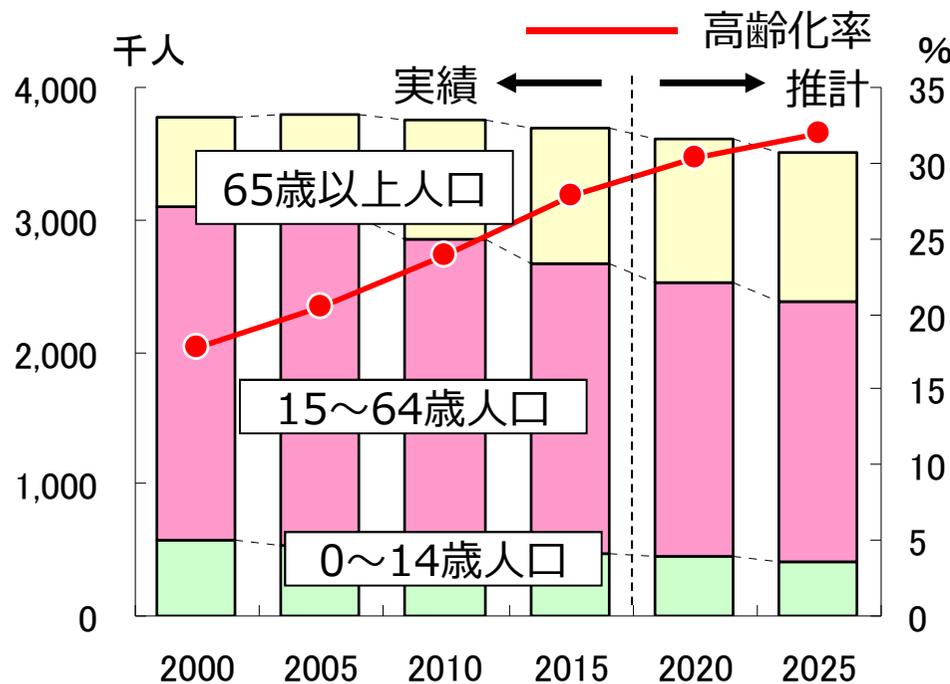


<市町別高齢化率 (2021.4時点) >

全35市町



<人口と高齢化率の推移>



	高齢化率	市町数
	50%超	1
	45%超50%以下	5
	40%超45%以下	4
	35%超40%以下	0
	30%超35%以下	10
	25%超30%以下	13
	20%超25%以下	2
	20%以下	0

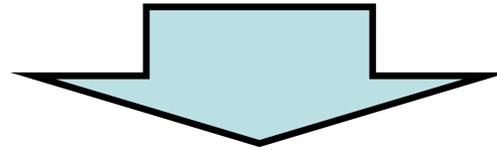
- I 移動サービスが求められる背景**
- II 移動サービスの創出に向けたこれまでの取組**
- III これまでの取組の成果**
- IV 住民主体の移動サービスの創出を目指して**

移動サービスが求められる背景

背景

ひとり暮らし・夫婦のみ高齢者世帯
認知症の高齢者

増加



- ◆ 認知症... 道路交通法の改正
⇒ 免許を返納した方の移動支援の必要性が増加
- ◆ 買物... 商店や小規模スーパーの閉店、撤退など身近な買物の場がなくなり、日常生活に支障をきたす「買物弱者」が増加
- ◆ 通院... 加齢に伴い、通院する機会が増加



運転免許返納への対策・関係者会議の開催<H28~30>

◎平成28、29年度

<改正道路交通法への対応>

- 県、県警、医師会と協力し、本県独自の認知症診断の手順を策定。独自の診断書様式を作成
- 運転免許自主返納者数(※)は、本県は全国最多** ※認知機能検査の結果「認知症のおそれ」に該当した方の数
- 免許を返納した高齢者の生活支援の課題を県警から地域包括支援センターに連絡す、仕組み構築**

<健康福祉部と交通関係部局・団体との連携>

- 「運転免許を返納した高齢者の移動支援に関する連絡会」の開催

連絡を受けても、紹介できる移動支援サービスがない・・・

◎平成30年度

<移動手手段の確保に係る施策の検討>

- 「高齢者の移動手手段の確保に関する検討会議」を県主催で実施
 - ・議題：市町アンケート等による課題集約
サービス創出に向けた県の支援策の検討 等
 - ・参加者



県医師会	県警察本部	認知症の人と家族の会静岡県支部
市町行政（富士宮市・菊川市）	地域包括支援センター（磐田市中心部）	全国移動サービスネットワーク
県社会福祉法人経営者協議会	県・静岡市社会福祉協議会	中部運輸局静岡運輸支局
県バス協会・県タクシー協会	県（地域交通課・暮らし交通安全課・長寿政策課）	

関係団体が連携・協働し、地域で生活する高齢者等の移動手手段サービスの創出

モデル地区における実証実験の実施 <R1>

令和元年度は、これまでの取組を更に進めて、県内市町への横展開を図ることができるよう、運営者、移動の形態、運行地域など特性の異なる **3地区** をモデルとして実証実験を実施

対象地区	実施主体	形態	運行地域※	実施内容
御殿場市	市社会福祉協議会	乗合巡回 (広域)	郊外 (玉穂地区)	運転ボランティアが乗合場所からスーパーへの無償送迎
島田市	地区社会福祉協議会	個別送迎 (広域)	中山間地 (金谷地区)	団体の会員が有償の生活支援サービスの一環として、自宅からスーパーや病院等への送迎
湖西市	地区社会福祉協議会	乗合送迎 (近隣)	駅周辺 (表鷲津地区)	運転ボランティアがサロンからスーパーを経由して自宅まで無償送迎
	運転ボランティア	個別送迎 (近隣)	駅周辺 (南上ノ原地区)	運転ボランティアが自宅からサロンへの無償送迎

※財源：保険者機能強化推進交付金

<実施スケジュール>

モデル地区 実証実験	<ul style="list-style-type: none"> ・特性の異なる3地区で実証実験を開始 ・移動サービスに関する有識者がアドバイザーとして指導・助言
検 証	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者でモデル地区の取組を評価
横展開	<ul style="list-style-type: none"> ・事例報告会 ・モデル地区の取組等のプロセスなどをまとめた事例集を配布



移動サービス普及事例集の作成・事例報告会の開催<R1>

3地区で実施したモデル事業について、県内各市町への横展開を図るため、事例報告会を開催。当日は県内外の先進事例や移動サービスの創出過程等をまとめた普及事例集を配布。

日時・会場	令和2年2月25日 札の辻CROSS HALL（静岡市）
参加者	133人（市町行政、地域包括支援センター、県・市町社協、生活支援コーディネーター、運転ボランティア、社会福祉法人、移動サービスの運営主体 等）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演「静岡県での移動サービスの創出に向けて」 講師：全国移動サービスネットワーク 理事 石山 典代 ○パネルディスカッション「実現モデル選定市における移動サービス」 コーディネーター：全国移動ネット 理事 石山 典代 パネリスト：御殿場市、島田市、湖西市
当日の感想	<ul style="list-style-type: none"> ○県や市町から必要な支援 <ul style="list-style-type: none"> ・移動サービスに関する専門的なアドバイザーの派遣 ・移動サービスを学ぶための講座の開催 等



【パネルディスカッションの様子】

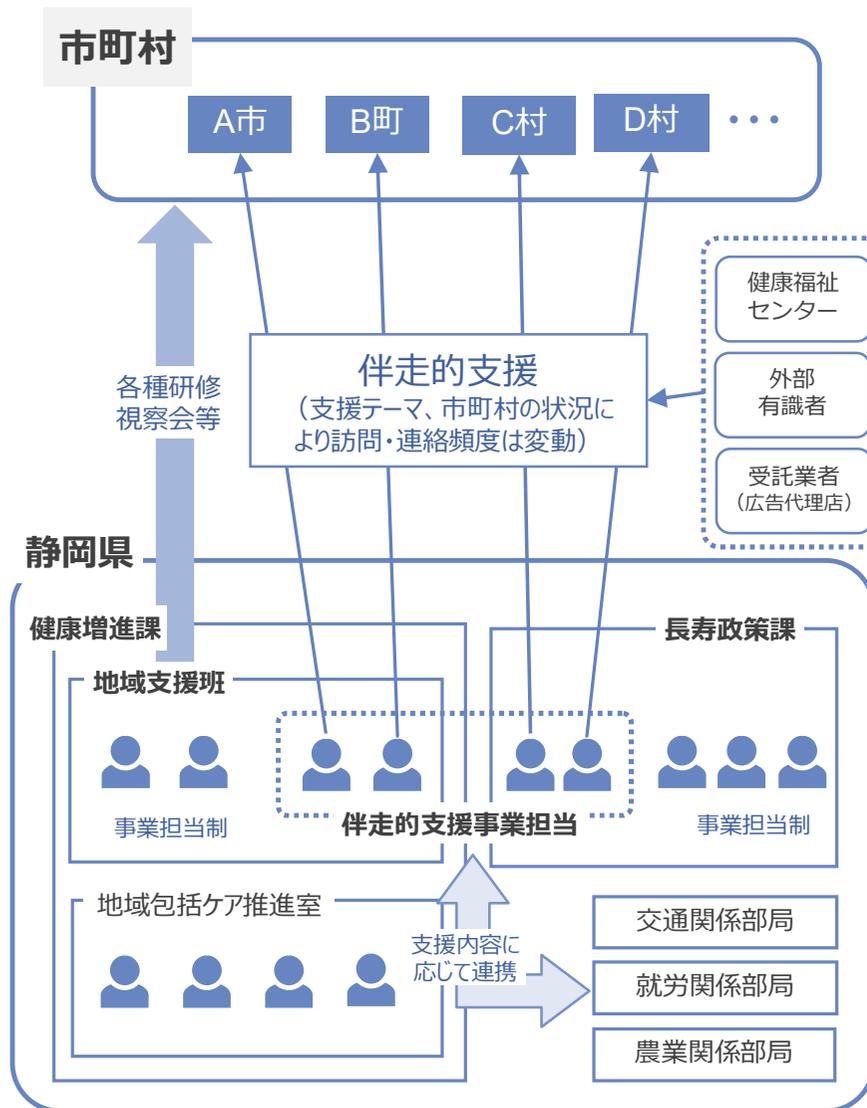


【会場の様子】



【普及事例集】

静岡県の実施（人員）体制



■ 移動サービス後方支援体制整備事業

- ・令和2年度から実施
- ・健康増進課の主担当1名
- ・生活支援体制整備事業の一環として実施
- ・**相談窓口設置、アトバザ-派遣、事例報告会**

■ ふじのくに壮年熟期活躍プロジェクト

- ・平成28年度から実施
- ・健康増進課の主担当1名 + 各市町担当3名（健康増進課と長寿政策課の連携事業）
- ・**市町のニーズ（居場所づくりや移動支援）に応じた取組を伴走支援**
- ・伴走支援は2年間。3年目以降は市町事業として実施
- ・R2は17市町、R3は17市町を支援

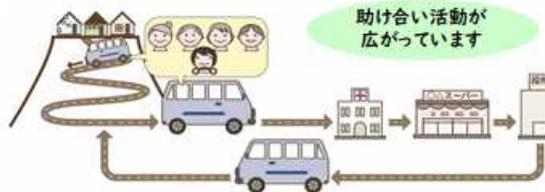
出典：NTTデータ経営研究所(2021)介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の効果的な推進方法に関する調査研究事業報告書

移動サービス相談窓口の設置・アドバイザー派遣 <R2~>

移動サービスの立ち上げや継続を視野に、地域の困り事や課題等に対応する相談体制を構築するため、総合相談窓口の設置及びアドバイザー派遣を実施（全国移動サービスネットワークに委託し実施）

住民のみならず！
地域に住む通院や買い物、サロン等に行けなくて困っている人のために
はじめませんか？

移動サービス



- ・運転ボランティアを集める方法は？
- ・どういう活動があるのかな？
- ・やりたいけど、事故が心配だなあ。
- ・打合せに直接きてアドバイスが欲しいな。

まずはご相談ください！

相談・問合せ先 ☎050-5526-2620

静岡県「令和3年度移動サービス後方支援体制整備事業」
委託先：特定非営利活動法人「全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）」

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインを積極的に活用



事業の概要

実施期間 令和3年5月13日（木）～令和4年3月18日（金）

対象者 静岡県内の方はどなたでも

利用料金 無料（但し、電話相談に係る通話料は利用者負担）

担当者 移動サービスに関する制度や先進事例に精通し、移動サービスの立ち上げの実績がある相談員及びアドバイザー（全国移動ネットに所属）

1 相談窓口（電話・メール相談）

開設日 火曜日・木曜日（祝日・年末年始除く）

時間帯 13時から16時まで

相談内容 移動サービスの実施に関すること全般

相談先 ☎050-5526-2620

✉info@zenkoku-ido.net
（メール相談は随時対応）

専用フォームからもアクセスできます



2 アドバイザー派遣

実施日 日にち及び時間帯は要相談

派遣対象 各種移動サービスに関するセミナーや勉強会、協議体、関係者打合せ、実証実験等

申込先 お住まいの市町高齢者福祉担当課へご相談ください。

<お申込の流れ>

申込者 → お住まいの市町 → 全国移動ネット

静岡県「令和3年度移動サービス後方支援体制整備事業」
委託先：特定非営利活動法人「全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）」

主な相談実績（R2）

相談窓口（41件）

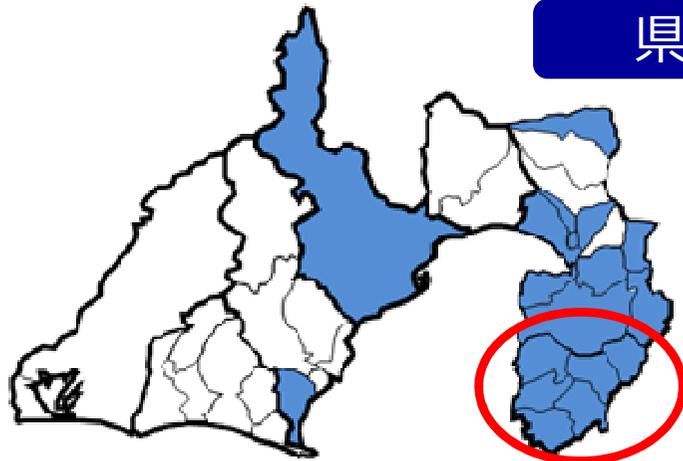
- 先進事例紹介
- 道路運送法等の制度
- 担い手や車両確保
- 各種保険制度
- 利用料金や謝金
- 関係者会議の開催・・・

アドバイザー派遣（20件）

- 移動サービス立ち上げに向けた関係者会議
- 実証実験に向けた関係者会議・・・

市町のニーズに応じた伴走支援～壮年熟期活躍プロジェクト～

「ふじのくに型人生区分」における**壮年熟期（66～76歳）**の方を対象に、継続的な社会参加活動につなげるための知識や技能の習得を目的として、県と市町が連携し、**生活支援の担い手等として活躍するためのノウハウ**を学ぶ「講習・体験会」を実施。

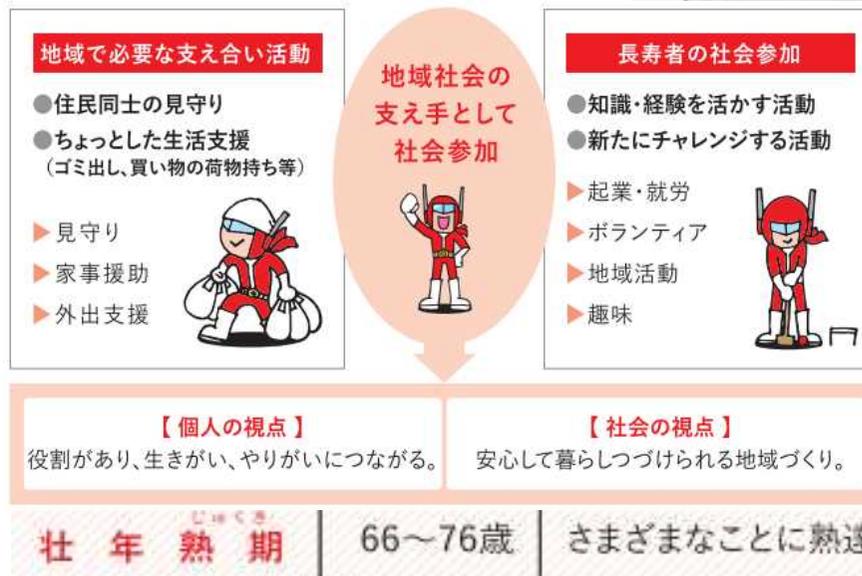


県と市町が連携

特に、伊豆半島南部の賀茂地域の1市5町では、一体的な取組を実施

※青色表示はR3年度実施市町

実施内容	市町数
移動支援	12市町
生活支援	2市町
居場所づくり	1町
ICT活用	1町
意識醸成	1市
計	17市町



賀茂地域における市町合同セミナーの開催<R2>

移動サービスの創出に向け、県内外の先進事例を知ることがを目的として、下田市、河津町、東伊豆町で合同セミナーを開催。基調講演や事例報告、パネルディスカッションを実施。

日時・会場	令和2年11月20日 下田市民文化会館小ホール（下田市）
参加者	85名（下田市、河津町、東伊豆町にお住まいの移動サービスに興味のある方 等 ※高齢者の移動支援セミナー参加者（本セミナーは第2回）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演「地域で支え合う活動・外出支援」 ※オンラインによる講演 講師：全国移動サービスネットワーク 理事 石山 典代 ○事例報告「各市町での移動サービスの取組」 講師：函南町、函南町社協、運転ボランティア、西伊豆町社協 ○パネルディスカッション「移動サービスの創出に向けて」 コーディネーター：全国移動サービスネットワーク 理事 石山 典代 パネリスト：函南町、函南町社協、運転ボランティア、西伊豆町社協
当日の感想	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の様々な事例を知ることができ、とても参考になった。 ・運転ボランティアの活動内容、意気込みが素晴らしく、自分達も移動サービスを始めたい。



【事例報告(運転ボランティア)の様子】



【パネルディスカッションの様子】



【会場の様子】

運転ボランティアの養成

座学や実技を通じて、運転技術の向上を図るため、令和元年度から市町ごとに運転ボランティア養成講座を実施。



運転 ボランティア 養成研修

参加無料!

送迎があれば居場所や、買い物にも行けるのに…
と言う方が今、増えてきています。移動手段の確保という地域課題に取り組む“地域の支えあい活動”として安心・安全に送迎支援ができるよう、ボランティア養成講座を開催します。




国交省認定カリキュラム <福祉有償運送運転者講習・セダン等運転者講習>

講座は2日間コース

開催日時 2020年12月3日(木) 4日(金)	1日目 10:00~15:50 2日目 10:00~15:40
会場 静岡県自動車学校松崎校(静岡県賀茂郡松崎町岩科南側17)	
集合場所 松崎町総合グラウンド駐車場(松崎町道部565)	集合時間 9:30

西伊豆町・南伊豆町

福祉有償運送運転者講習・セダン等運転者講習
(国交省認定カリキュラム)

ボランティア養成研修の終了後は…
運転ボランティアとして一緒に活動しませんか?

会場 静岡県自動車学校松崎校

定員 最大24名まで(人数制限がございます。お申し込みは早めにて。)



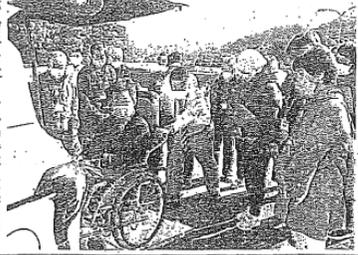
1日目	2020.12.3(木)	2日目	2020.12.4(金)
10:00~10:10	オリエンテーション	10:00~11:00	検講・午飯
10:10~11:00	移動サービス概要	11:30~12:30	福祉車両
11:10~12:00	移動サービスの利用者を理解する	12:30~13:30	昼休み
12:00~13:00	昼休み	13:30~15:00	設備講・介助実習
13:00~13:50	セダンの利用者理解と接乗介助	13:00~14:10	①移動支援実習 ②入会式(13:30)
14:00~14:50	移動サービスの運転に必要な知識と心構え	14:10~14:50	③セダン介助実習 ④入会式(14:30)
15:00~15:50	リスクへの備えと対応	15:30~16:00	終了式

当日の様子は新聞記事に！！

運転ボランティアを養成
松崎で県と町民対象に研修

県と西伊豆、南伊豆の両町はこのほど、高齢者の移動・外出支援の充実に向け、両町民を対象にした運転ボランティアの養成研修を松崎町の県自動車学校松崎校で行った。14人が参加し、座学や実技を通じて運転技術を高めた。

国土交通省が認定する福祉有償運送の運転者講習として実施。参加者は座学で法律や要支援者の接し方を学び、車椅子の乗降練習では職員の手導で安全な手順を確認した。



車椅子の安全な乗り降りについて学ぶ参加者ら。松崎町の県自動車学校松崎校。

有償運送には原則として第2種運転免許が必要だが、この認定講習を同校で行う。

賀茂地域ではバス路線の撤退などで公共交通機関の利便性が低下する中、県民からは住民参加の移動支援を重要視している。来年1月下旬には他1市3町を対象にした同様の研修を同校で行う。

静岡新聞
(東部版・朝刊)
2020.12.12
第21面

これまでの取組の成果①

◎ 運転ボランティア養成講座

3年間で191人を養成

年度	区分	開催日	会場	講師	国カリ	受講者数
R元	南伊豆町	2/6～7	函南町保健健康福祉センター等	全国移動サービスネットワーク	○	15人
	函南町	12/5～6	南伊豆町健康福祉センター等		○	22人
	湖西市	10/3～4	湖西市健康福祉センター等		○	19人
	合 計					
R2	南伊豆町 西伊豆町	12/3～4	県自動車学校松崎校	学校教官	○	14人
	湖西市	2/5、2/12	レインボー浜名湖 等	教官等		11人
	合 計					
R3	下田市 南伊豆町 河津町 東伊豆町 松崎町(合同)	6/21～22 6/24～25 7/7～8	県自動車学校松崎校等	学校教官	○	42人
	伊東市	9/22、9/24	マジオドライバースクール熱海校	学校教官		37人
	沼津市	7/12～13	県自動車学校沼津校	学校教官	○	11人
	伊豆市	11/11～12	中伊豆保健福祉センター	移動ネット	○	13人
	伊豆の国市	7/19～20	県自動車学校沼津校等	学校教官	○	7人
	合 計					

※国カリ・・・国土交通省認定カリキュラムにより実施

※上記のほか、独自に運転ボランティア養成講座を実施している市町もあります

これまでの取組の成果②

◎ **移動サービスの実証実験** 令和元年を含め10市町で実証実験 ⇒ 本格運行へ

年度	区分	実施車両	実施内容
R2	南伊豆町	社会福祉法人車両	・法人職員が自宅からサロンへ無償送迎
		町公用車	・運転ボランティアが自宅から商店街へ無償送迎
		運転ボランティアの自家用車	・運転ボランティアが自宅からサロンやスーパー、病院等、利用者のニーズに応じた個別の無償送迎
	西伊豆町	社会福祉法人車両、町社協車両	・運転ボランティアが自宅からスーパーへ無償送迎
R3	下田市	市社協車両	・運転ボランティアが自宅からスーパーへ無償送迎
	東伊豆町	町社協車両、運転ボランティアの自家用車	・運転ボランティアが自宅からサロンへ無償送迎
	河津町	町社協車両、運転ボランティアの自家用車	・運転ボランティアが自宅からサロンやスーパーへ無償送迎
	松崎町	運転ボランティアの自家用車	・運転ボランティアが自宅からサロンへ無償送迎
	伊東市	運転ボランティアの自家用車	・運転ボランティアが自宅から健康体操クラブや居場所に無償送迎

◎ **住民主体の移動サービスに取り組む団体数の増加**

25団体 (H29) ⇒ 62団体 (R3)

◎ **事例報告会参加者の増加**

133人 (R元) ⇒ 1,045人 (R2) … (R3)

◎ **運転免許を返納しやすい仕組みづくり**

令和2年の75歳以上人口に占める運転経歴証明書交付件数の割合が全国1位

住民主体の移動サービスの創出を目指して・・・

○福祉部局と交通部局との連携

- ・事業の企画段階から相談・連携
- ・お互いの場（協議体や地域公共交通会議等）への参加

○担い手の発掘・養成

- ・住民の意識醸成のためのセミナーの開催や先進地視察
- ・運転ボランティア養成研修の開催

○広報の重要性 ～まずは取組を住民に知ってもらうこと～

- ・地域住民への広報（チラシの作成・全戸配布等）
- ・メディアの活用、新聞記事への掲載

○アドバイザーの必要性

- ・相談体制の整備（アドバイザー派遣・相談窓口の設置）
- ・市町間の情報共有

○総合事業の活用

- ・訪問型サービスD(移動支援)や訪問型サービスB(生活支援全般)の活用



コロナ禍だからこそ、できない理由ではなく、できる方法を！！

富国有徳の美しい“ふじのくに”



Shizuoka Prefecture

ご清聴ありがとうございました

富国有徳の理想郷—しずおか

ふじのくに



地域で取組む 高齢者の移動・外出支援について

NPO法人 全国移動サービスネットワーク 副理事長 河崎 民子



全国移動サービスネットワークの活動（全国移動ネットとは）

- 高齢者や障がい者などの移動・外出支援に取り組む団体の中間支援組織 ● **25の地域(県域)ネットワークの全国組織/1998年設立**
- **法制度**などに関する**調査研究**事業および**政策提言**
- 移動サービスに関する**相談対応**、**情報提供**、**立上げ支援**
- 会報、出版物、**認定運転者講習テキスト**等の発行
- 災害時移動支援の推進等に取り組む

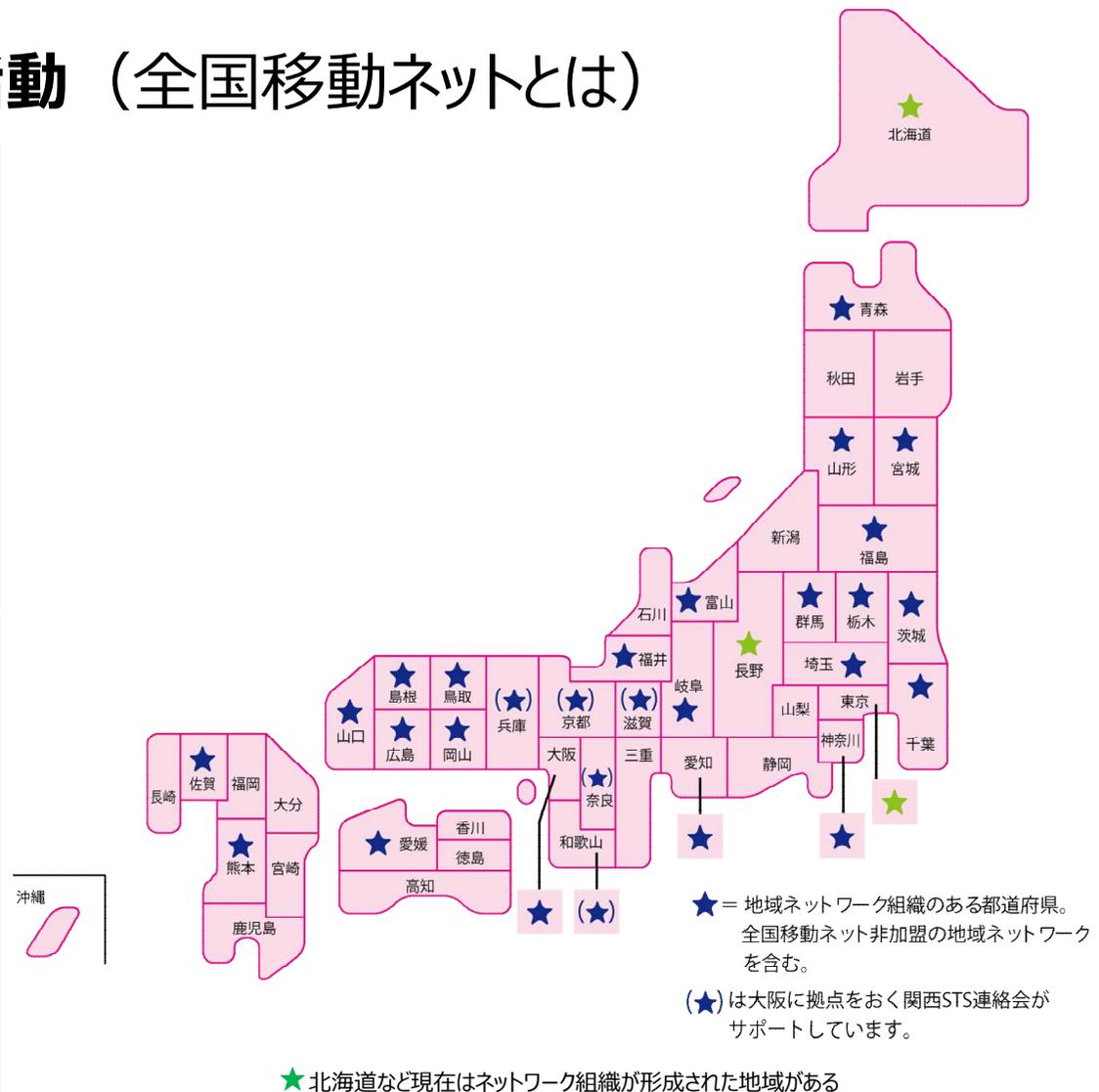
さまざまな支援を実施

■ 自治体支援 **住民主体による移動支援活動創出に係るアドバイザー派遣、相談対応**

県委託：静岡県、新潟県、長野県、山梨県、福井県、愛知県、香川県など

依頼に応じて、地方厚生局主催市町村セミナー、SC養成研修、協議体の勉強会、社協主催の講習会、地域ネットワークの学習会へ講師派遣、市町村職員およびSC等の職員会合へのアドバイザー派遣

■ 講演、ワークショップの進行、運転者講習会の開催、職員会議等での情報提供など



【 コンテンツ 】

- **地域にある課題**
- **道路運送法と関連制度について（事例を含む）**
- **事故について & 事故への備えと保険**
- **令和3年度 静岡県事業の報告 & 振り返り**



地域の課題 生活に必要な外出に困る高齢者が増えている

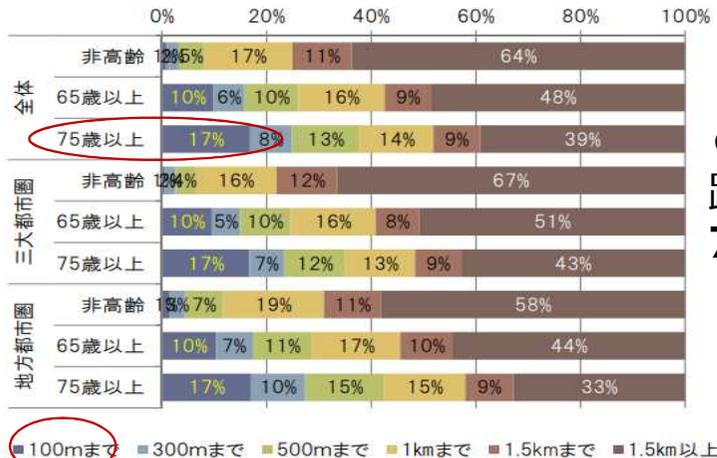
1) 少子高齢化 & 人口減少社会の進行

高齢独居・高齢者のみ世帯の増加 ● 家族による送迎は期待できない

2) **公共交通**が充実していない & 地域によっては休止・廃止がある ● 元気なうちは、マイカーを減らして、**乗って・支えて・維持**することが大切

3) 高齢者の体力(駅やバス停まで歩けない)

■ 高齢非高齢別にみた無理なく休まずに歩ける距離

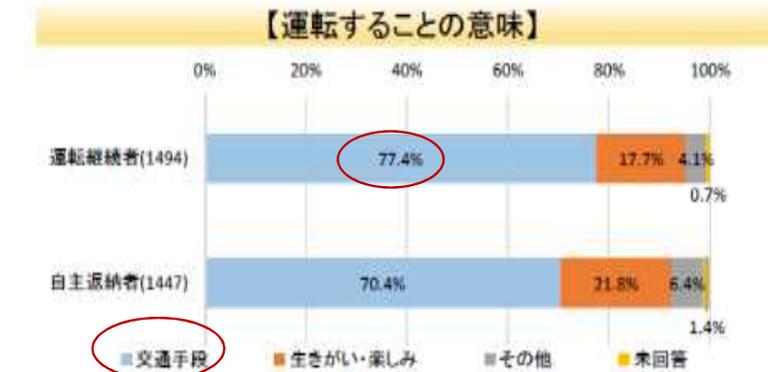
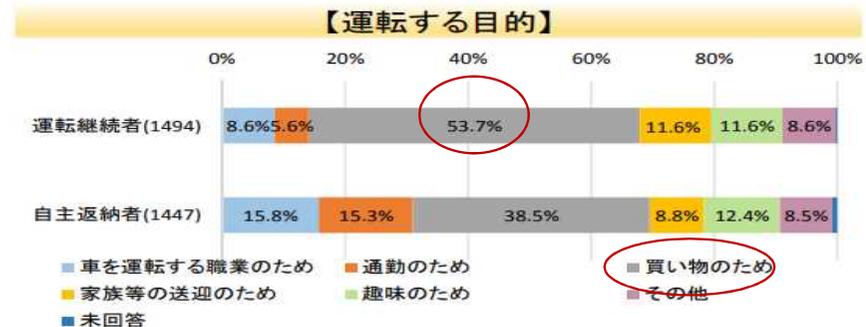


● 無理なく休まずに歩ける距離は**100メートル**までと**75歳以上の17%**が回答 (国交省の調査)

4) 高齢者間にも格差が拡大

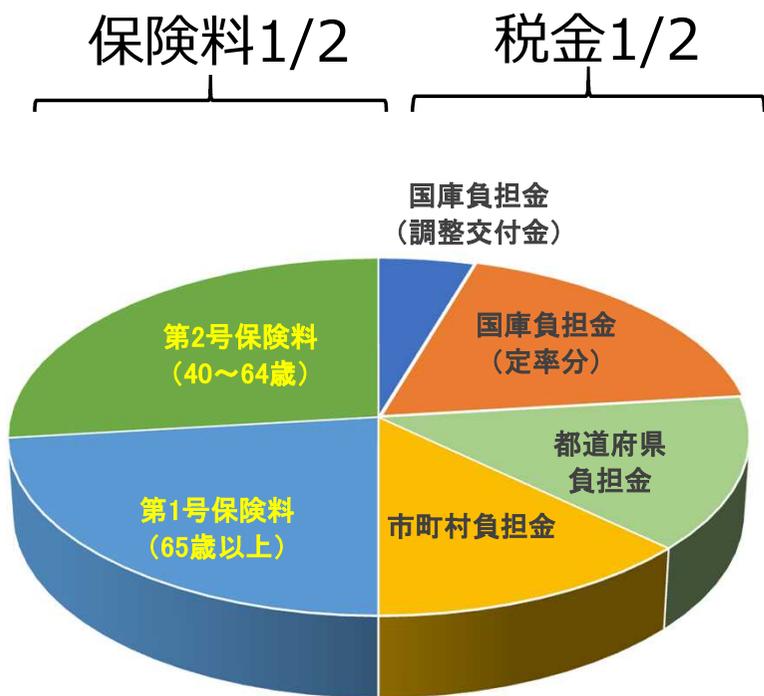
● 買物等にタクシーを使える人は多くない

➔ **運転免許は** 自分にとって**交通手段**なので**返納できない**と75歳以上の77%が回答 (警察庁調査結果 2015年)



資料：国土交通省「全国都市交通特性調査」(平成27年)
※全国の70市を対象に集計

介護保険の財源構成と規模



厚生労働省老健局 資料から

介護給付と保険料の推移

高齢人口の増加とともに認定者も増え 給付費は当初の3倍、保険料も2倍に

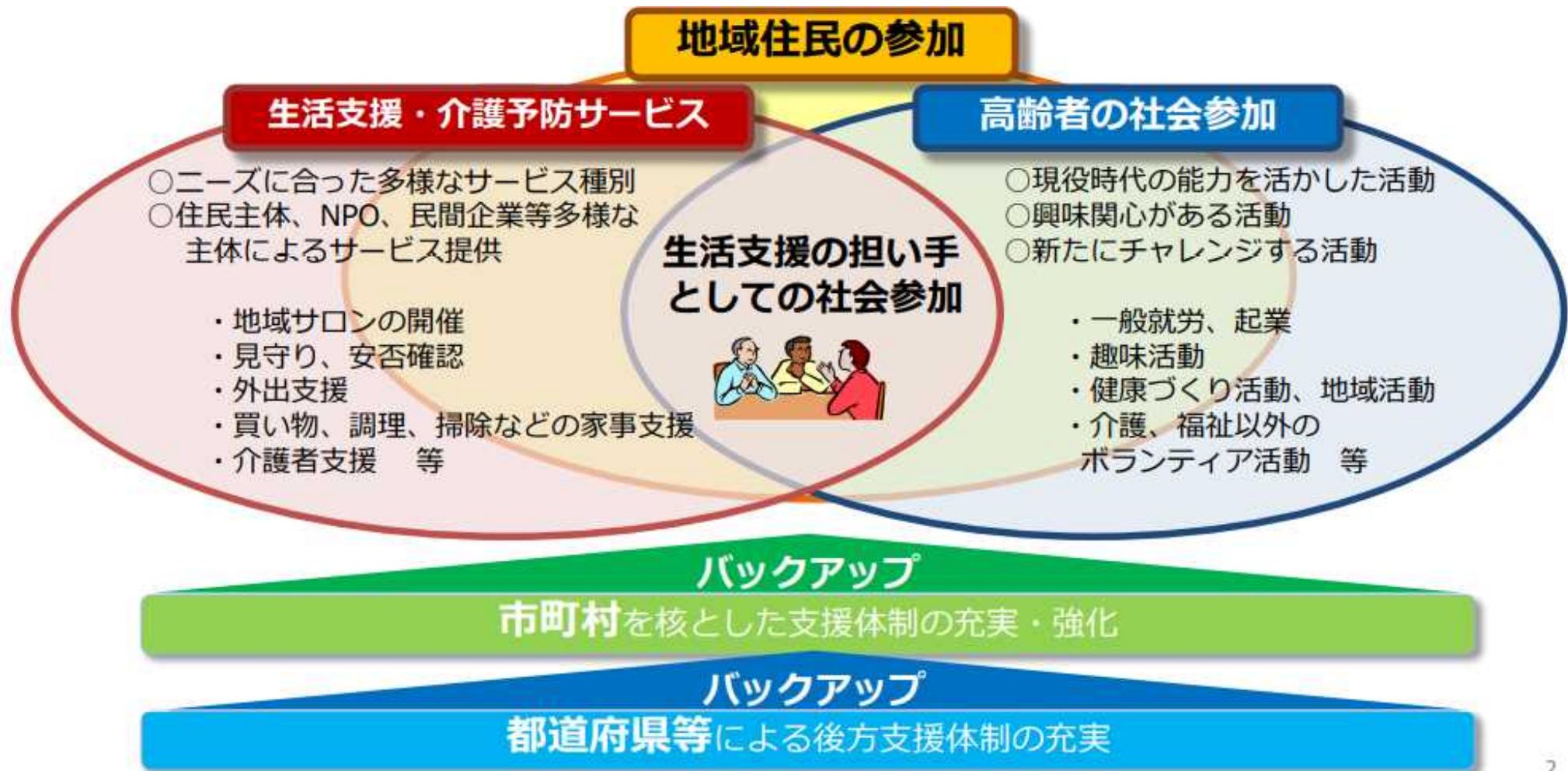
事業運営期間	事業計画	給付 (総費用額)	保険料	介護報酬の改定率
2000年度	第一期 第一期	3.6兆円	2,911円 (全国平均)	H15年度改定 ▲2.3%
2001年度	第一期	4.6兆円		
2002年度	第一期	5.2兆円		
2003年度	第二期 第一期	5.7兆円	3,293円 (全国平均)	H17年度改定 ▲1.9%
2004年度	第二期	6.2兆円		
2005年度	第二期	6.4兆円	4,090円 (全国平均)	H18年度改定 ▲0.5%
2006年度	第三期 第三期	6.4兆円		
2007年度	第三期	6.7兆円		
2008年度	第三期	6.9兆円	4,160円 (全国平均)	H21年度改定 +3.0%
2009年度	第四期 第四期	7.4兆円		
2010年度	第四期	7.8兆円	4,972円 (全国平均)	消費税率上げに伴う H26年度改定 +0.63%
2011年度	第五期 第五期	8.2兆円		
2012年度	第五期	8.8兆円		
2013年度	第六期 第六期	9.2兆円	5,514円 (全国平均)	H27年度改定 ▲2.27%
2014年度	第六期	9.6兆円		
2015年度	第六期	9.8兆円	5,869円 (全国平均)	H29年度改定 +1.14%
2016年度	第七期 第七期	10.0兆円		
2017年度	第七期	10.8兆円		
2018年度	第七期	11.1兆円	5,869円 (全国平均)	H30年度改定 +0.54%
2019年度	第七期	11.1兆円		
2020年度	第七期	11.1兆円		

※2016年度までは実績であり、2017～2018年度は当初予算である。

RR

2021年改定第8期 65歳以上の保険料 基準月額の全国平均 **6,014円**

地域包括ケア 支え合いの地域づくり



出典
厚生労働省

地域の課題解決(互助活動)を後押しするツール

■ 介護保険制度一部改正による機能 (2015年～)

- 専門職としての生活支援コーディネーター(支え合い推進員)の配置
- 協議体の設置 (第1層、第2層) 地域の課題と対策を考える場
- 介護予防・日常生活支援総合事業による住民・団体への補助金



■ 自治体による移動支援活動立上げ支援

■ 社会福祉法改正による社会福祉法人の制度改革(2016年)

→ 地域における公益的な取組を実施する責務

- ・ 社会福祉法人の本旨に従い、他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める
- ・ 地域で支援を要する者に対して、無料または低額で福祉サービスを提供することを責務として規定

デイサービス車両の空き時間で買物支援・サロン送迎等
(車両等の確保がしやすくなった)



全国各地の実施事例パターン

- 1 **地域や団体が主体的に外出を支援**
※青パトの活用事例も増えている
- 2 **社会福祉法人の「公益的な取組」と地域が連携**
- 3 **市町が車両を提供、住民主体で管理・運行**
- 4 **自治体が総合事業の補助金等で上記を支援**



許可・登録の手続き不要の形態で行われることが多い

支援形態・目的地		使用車両		運転	添乗・付添・調整
乗 り あ っ て	1 買物支援	法人の車	個人の車	法人職員またはボランティア	ボランティア 社協や地域包括
	2 居場所への送迎	法人の車	個人の車	法人職員またはボランティア	ボランティア 社協や地域包括
	3 巡回型	法人の車	個人の車	法人職員またはボランティア	ボランティア 社協や地域包括
個別に	4 通院など個別ニーズの送迎	(法人の車)	個人の車	ボランティア	ボランティア 社協や地域包括

形態:乗合い(買物支援) 車両:社会福祉法人 運転&付添:ボランティア 許可・登録不要



「とちくほ買い物クラブ」&「外出支援」 (神奈川県 秦野市 栃窪地区)

【経過】市西部の渋沢・千村地域の地区自治会連合会から買物支援について市へ要望→市が自治会長と協議して18自治会の全戸にアンケートを配布 (回答1,571世帯) →高齢化率50%以上で「すぐにも乗りたい」との回答が多かった栃窪地区で移動支援を試行することになった (栃窪自治会96世帯、自治会加入率95%)

<p>モデル実施 2018.9~11月</p>	<p>・毎週 (水) 10:00~12:00 無料 ・市の公用車を利用 (7人乗りワゴン) 運転ボラ：自治会副会長など7人「7人の侍」</p>
<p>利用者の感想</p>	<p>利用者11人・久しぶりに〇〇さんと会って話せて嬉しかった ・自分の目で見て納得できる買物ができた ・坂道が多くて大変だったが買物がラクになった ・今後未永くやってほしい</p>
<p>市の対応</p>	<p>・1ヵ月ごとにボランティアや利用者との協議を行う ・栃窪地区近隣の社会福祉法人へ事業の担い手になれるか打診</p>
<p>★ボランティアの声 ★モデル事業の効果</p>	<p>・地域のコミュニケーションが活発化した ・利用者は悩みを話す人ができてストレスが解消され、安心感が生まれた ・1人ぐらし高齢者を地域で見守るという意識が共有されはじめた ・ボランティアが特別なことではない雰囲気地域に生まれた (買い物クラブがきっかけになり草刈り等をする「里山クラブ」も誕生) ・毎週外出することにより介護予防につながった</p>
<p>本格実施 2018.12月</p>	<p>社会福祉法人 浄泉会が「地域における公益的な取組」として実施 2018.12.4 法人・地域・市の三者による協定を締結</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>★厚労省は通達で「法人の定款の変更は、不要」としている</p> </div>





道路運送法と関連制度について (事例を含む)

道路運送法による許可・登録制度



許可

バス

路線バス・コミュニティバス・デマンドバス

運賃OK

タクシー

一般タクシー・乗合タクシー・介護タクシー・UDタクシー・
デマンドタクシー(予約乗合型)

登録

非営利の範囲で
運賃OK

自家用有償旅客運送 2006年～

①交通空白地有償運送

タクシーが営業しない地域（過疎的な地域）等で **住民全員**や観光客
等を対象に行う（利用者の登録は不要）

静岡県内の登録団体：市町11、NPO3、地縁団体3 計17団体

②福祉有償運送

対象者は **イ.身体障害者** **ロ.精神障害者** **ハ.知的障害者** **ニ.要介護認定者**
ホ.要支援認定者 **ヘ.基本チェックリスト該当者** **ト.その他の障害を有する者**

静岡県内の登録団体：市町4、NPO13、社会福祉法人13など 計32団体

※団体数は
2021年3月末

互助
活動

許可や登録の手続きを要しない互助活動 2006年～

通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

自家用有償旅客運送登録団体数（運輸支局・運送主体別）

令和3年3月末現在

局	支局	交通空白地											福祉											合計		
		市町村	NPO	一社一財	認可地縁団体	農協	生協	医療法人	社福法人	商工会議所	商工会	権能無き社団	計	市町村	NPO	一社一財	認可地縁団体	農協	生協	医療法人	社福法人	商工会議所	商工会		権能無き社団	計
北海道	札幌	15	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	19	3	58	14	0	0	1	9	52	0	0	0	137	156
	函館	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	4	0	0	1	0	2	13	0	0	0	22	25
	旭川	21	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	24	9	5	0	0	0	0	28	0	0	0	42	66	
	室蘭	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	4	10	0	0	0	0	5	16	0	0	0	35	43
	釧路	8	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	9	4	3	1	0	2	0	1	9	0	0	0	20	29
	帯広	4	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	7	0	8	1	0	0	0	0	18	0	0	0	27	34
	北見	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	8	0	0	0	0	2	20	0	0	0	30	36
	計	65	2	1	0	0	0	0	7	0	0	1	76	22	96	16	0	3	1	19	156	0	0	0	313	389
東北	青森	7	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	10	3	11	0	0	0	1	1	49	0	0	0	65	75
	岩手	12	3	0	1	0	0	0	0	0	0	1	17	0	5	0	0	0	0	1	21	0	0	0	27	44
	宮城	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	1	7	1	0	0	0	1	13	0	0	0	23	41
	秋田	7	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	9	4	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	10	19
	山形	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	23	0	0	1	2	3	10	0	0	0	39	59
	福島	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	4	1	0	1	0	0	13	0	0	0	19	29
	計	74	5	0	1	0	0	0	3	0	0	1	84	8	50	2	0	2	3	6	112	0	0	0	183	267

国土交通省旅客課提供資料

局	支局	交通空白地											福祉											合計		
		市町村	NPO	一社一財	認可地縁団体	農協	生協	医療法人	社福法人	商工会議所	商工会	権能無き社団	計	市町村	NPO	一社一財	認可地縁団体	農協	生協	医療法人	社福法人	商工会議所	商工会		権能無き社団	計
関東	茨城	1	2	0	0	0	0	0	1	0	1	1	6	0	19	2	0	0	0	6	27	0	0	0	54	60
	栃木	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	28	1	0	0	0	5	30	0	0	0	65	70
	群馬	6	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	10	0	35	5	0	1	3	4	51	0	0	0	99	109
	千葉	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	6	4	54	9	0	0	1	4	47	0	0	0	119	125
	埼玉	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	153	18	0	0	0	2	65	0	0	0	238	244
	東京	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	1	77	6	0	0	1	0	30	0	0	0	115	118
	神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	118	12	0	0	2	6	55	0	0	0	193	193
	山梨	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	2	9	1	0	0	0	1	20	0	0	0	33	41
	計	27	7	1	0	0	0	0	6	0	1	2	44	8	493	54	0	1	7	28	325	0	0	0	916	960
中部	愛知	5	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	7	3	53	4	0	0	2	1	26	0	0	0	89	96
	静岡	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	17	4	13	1	0	0	0	1	13	0	0	0	32	49
	岐阜	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	16	5	17	2	0	0	0	1	13	0	0	1	39	55
	三重	9	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	12	0	29	0	0	1	2	5	34	0	0	0	71	83
	福井	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	2	0	0	0	0	0	7	0	0	0	9	16
	計	40	7	3	0	0	0	0	2	0	1	6	59	12	114	7	0	1	4	8	93	0	0	1	240	299

局	支局	交通空白地												福祉												合計
		市町村	NPO	一社一財	認可地縁団体	農協	生協	医療法人	社福法人	商工会議所	商工会	権能無き社団	計	市町村	NPO	一社一財	認可地縁団体	農協	生協	医療法人	社福法人	商工会議所	商工会	権能無き社団	計	
近畿	大阪	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	1	62	12	0	0	1	8	54	0	0	2	140	145
	京都	5	4	1	0	0	0	0	2	0	0	8	20	0	20	1	0	0	0	0	27	0	0	0	48	68
	奈良	12	2	1	0	0	0	0	3	0	0	0	18	0	14	1	0	0	0	0	12	0	0	0	27	45
	滋賀	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	16	2	0	0	0	0	10	0	0	0	30	35
	和歌山	7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	8	0	5	0	0	0	1	0	8	0	0	0	14	22
	兵庫	11	3	1	0	0	0	0	1	0	0	1	17	4	37	10	0	0	2	2	24	0	0	0	79	96
	計	43	10	3	0	0	0	0	8	0	0	9	73	7	154	26	0	0	4	10	135	0	0	2	338	411
中国	広島	9	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	13	2	8	1	0	0	0	0	4	0	0	0	15	28
	鳥取	14	4	1	0	0	0	0	1	0	0	2	22	2	8	3	0	0	0	3	11	0	0	0	27	49
	島根	18	2	0	0	0	0	0	1	0	0	4	25	3	5	0	0	0	0	1	3	0	0	0	12	37
	岡山	14	3	0	0	0	0	0	1	0	0	2	20	4	18	3	0	0	1	3	38	0	0	0	67	87
	山口	10	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	13	3	2	0	0	0	0	0	2	0	0	1	8	21
	計	65	13	2	0	0	0	0	4	0	0	9	93	14	41	7	0	0	1	7	58	0	0	1	129	222

国土交通省旅客課提供資料

令和3年3月末現在

局	支局	交通空白地											福祉											合計		
		市町村	NPO	一社一財	認可地縁団体	農協	生協	医療法人	社福法人	商工会議所	商工会	権能無き社団	計	市町村	NPO	一社一財	認可地縁団体	農協	生協	医療法人	社福法人	商工会議所	商工会		権能無き社団	計
四国	徳島	10	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14
	香川	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	11
	愛媛	12	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	15	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	18
	高知	20	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	23	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	26
	計	51	5	1	0	0	0	0	3	0	0	1	61	2	4	0	0	0	0	0	2	0	0	0	8	69
九州	福岡	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	7	24	1	0	0	0	1	5	0	0	0	38	52	
	佐賀	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6	0	14	3	0	0	0	2	16	0	0	35	41	
	長崎	3	2	0	0	0	0	0	1	0	0	4	10	3	5	1	0	0	0	9	0	0	0	18	28	
	熊本	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	10	14	0	0	0	1	0	6	0	0	31	35	
	大分	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8
	宮崎	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	2	9	5	0	0	0	0	9	0	0	0	25	39
	鹿児島	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	11	1	0	0	0	0	23	0	0	35	36	
	計	46	3	0	0	0	0	0	1	0	0	7	57	22	77	11	0	0	1	3	68	0	0	0	182	239
沖縄	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	5	12	
合計	477	68	11	1	0	0	0	38	0	2	38	635	103	1,099	126	0	9	25	86	1,050	0	0	4	2,502	3,137	

国土交通省旅客課提供資料

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

- (1)- 1 利用者からの給付が、**好意に対する任意かつ自発的な謝礼**と認められる場合
 - 2 **自治会等**が地域づくりの一環として**運行に必要な経費を賄う**場合。利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合
- (2)- 1 利用者からの給付が野菜や地域通貨など換金性が乏しい財物などで行われる場合
 - 2 ボランタリーなサービスを相互に提供し合う場合
- (3) 利用者からの給付が**ガソリン代実費、道路通行料、駐車料金(特定費用)**のみの場合
- (4)- 1 市町村の事業として**市町村の車両で実施**されるなど、**利用者の負担がゼロ**の場合
 - 2 **自家輸送**の場合（デイサービスや、ホテル・ゴルフ場の送迎など本来の利用料に差がない）
 - 3 子どもの預かりや**生活援助（家事身辺援助等）**のサービスと同一の料金体系の場合
 - 4 利用者の所有車両で送迎を行う場合



国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」

令和元年10月

<https://www.mlit.go.jp/common/001317469.pdf>

※国交省：より現場に合った運用にむけて改訂作業中



「許可・登録を要しない輸送」の検討

自家用有償運送は有料なのよね
じゃあ許可・登録を要しない輸
送って無料のこと？



ちょっとの範囲で

移動支援サービスができればいいんだけど…

有償での輸送サービスの利用が難しい場合、地域の移動ニーズに対応するためには、ボランティアや地域の助け合いといった活動の力を借りて、地域の足を確保することも考えられます。

日常の買い物や自宅と病院の間の移動など、移動ニーズに対応して「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送」という形で、自家用車(白ナンバー)を使って高齢者等を輸送するサービスを実施することができます。

道路運送法上の「許可・登録を要しない輸送」に

(前略)それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要であるが、主迎行為等を念頭におきながら、許可又は登録が不要な場合の考え方及びこれに則せば、次のとおりである。

- (1) サービスの提供を受けた者(以下「利用者」という)からの給付が、「好意に対する」
- (2) 利用者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財
- (3) 当該輸送行為が行われない場合には発生しないことが明らかな費用(同種の運送主体を問わず発生する費用に限る。)であって、客観的、一體的に金銭的な費用(道路通行料及び駐車場料金。以下「特定費用」という。)を負担する場合
- (4) 市町村が公費で負担するなど利用者は対価を負担しておらず、反対給

「交通」の「福祉」が異なる仕組みの立上げ

高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット

このパンフレットは、高齢者の移動手段を確保するために必要な福祉や交通の制度・事業モデルについて解説したものです。
自家用有償運送や「許可・登録を要しない輸送」など、さまざまな取り組みについて、事業モデルと合わせて紹介しています。



2019年10月 国土交通省

「道路運送法における許可又は登録を要しない輸送の態様について(平成30年3月30日自動車局旅客課)」より抜粋



(3) 利用者負担が **実際の運行に要したガソリン代、道路通行料、駐車料金のみ**の場合は登録等は不要 「実際の運行に要したガソリン代」= 乗車中はもとより**運転者の車庫等からの迎車及び終了後の車庫等までを含む**

ガソリン代の算出方法2事例

① 走行距離 ÷ 燃費 × 1ℓあたりのガソリン価格

② **市町村の実証実験の結果にもとづき1kmあたりのガソリン代を算出** (定期的に実情との乖離がないか確認し、乖離があれば見直し)

実証実験でなくても合理的な説明ができれば可 (旅客課長)

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」令和元年10月

事例 利用者が実際の運行 1kmごとに決まったガソリン代を負担

- NPO法人Hが、輸送サービスを提供。
- 利用者は実際の運行に要した**燃料代として1kmあたり24円を負担する。**(※燃料代は市町村の取り組みとして実施される実証実験の結果に基づき算出し、定期的の実態と乖離がないか確認する。燃費やガソリン価格の算出根拠を明らかにして計算することも可能。)
- 上記の利用者の実費負担を超える費用は、自治体からの補助金などで賄う。
- Hがリースする車両を使用。
- 運転者はボランティア(運転ボランティアが持ち込む所有車両を使用することも可能)



(1)-2 地域づくりの一環として、**利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合**

- 自治会・町内会等が運行の主体となって送迎を行い、乗る人も乗らない人も一丸となって運行を支えるために、**運行に必要な経費を広く自治会費や会費で賄う場合**
- ただし、運賃表を定めていたり、会費やカンパ等として集めているものが運賃に相当する場合等は該当しない

★自治会費等から拠出されている場合は、運転者に謝金が払われても差し支えない

(例1) 自治会で輸送サービスを行っている場合

利用者が、会(自治会等)の運営に要する経費として会費を支払っており、希望する会員のみ輸送サービスを提供し、運送の対価は求めない場合

輸送サービスを利用する人も利用しない人も、会費は同じであれば、運送の対価が特定されませんので、許可・登録は不要です。

もし輸送サービスを利用する会員が会費 5000 円で、利用しない会員が 3000 円というように会費が違う場合は、運送の対価が特定されますので、許可・登録が必要となります。

会費が同じなのでOK	会費(輸送サービスあり)3000円
	会費(輸送サービスなし)3000円
会費が違うのでNG	会費(輸送サービスあり)5000円
	会費(輸送サービスなし)3000円



国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
令和元年10月

形態:乗合い(巡回型) 車両:自治会所有 運転&調整:ボランティア 許可・登録不要

互助
活動

パサディナ号 (静岡県 函南町) 乗合い巡回型

 <p>経過</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パサディナ区：1973年ごろ別荘地を兼ねた常住分譲地として開発。2019年の人口1,061人、497世帯。うち73歳以上264人 ・高低差のある地形 ・「高齢者交通手段確保」を具体的に推進することを2018年度の事業計画として自治会総会で決定 ・アンケート調査 ・町や運輸支局等と調整 ・自治会役員選考委員会が福祉交通部長を選任 ・2019年5月の総会で、1年間検討してきた「高齢者福祉交通システム設立」を賛成多数で承認 ・4月に「地縁による団体」として法人格を取得 ・リース契約 ・2019年8月から開始
 <p>実施方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会が車両をリース (8人乗りワゴン) ・運転はボランティア ・毎週(火)(金)&毎月6日.16日.26日 ・4便(9時 10時 11時 13時) ・パサディナ公民館を出発して利用者宅を回り、区内から区外へ(文化センターや公民館、駅、スーパー等) 1周約1時間 ・利用希望がないときは運行しない
<p>利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で交通手段に不便をしている自治会員 ・ガソリン代実費・事故発生時の同意書あり
<p>組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長 - 福祉交通部長(福祉自動車運営統括) - 運営ボランティア - 運転ボランティア - 運行担当者(運行管理) - 会計など ・運営管理規定、運区管理規定、管理細則



形態:乗合い(巡回型) 車両:個人が提供 運転&調整:ボランティア 許可・登録不要

互助
活動

菊名おでかけバス (横浜市港北区) 乗合い型

プロセス	<p>・錦が丘地区は、坂の上にある古い住宅街。高齢化も進む。買物の荷物が重く、低栄養や、閉じこもりがちな高齢者等の問題を市に訴えコミュニティバスを走らせてと要請活動をつづけたが思うように行かず。ならば自分たちでできることをやり、地域で支えていこうと会員制の「コミバス市民の会」を結成（自治会支援。乗る人も乗らない人も会員。年会費1,000円。会員約80人うち利用者40人）。2010年～運行</p>	
概要	<p>・住民が「運営」と「運行（運転、添乗）」を担う。運転者5人 ・錦が丘町内会の応援を受けて「会員制」で運行 ・毎週(火) 巡回型 7便（1便50分） ・車両はKさんが提供</p>	
道路運送法	<p>許可や登録等の手続き不要の形態（会員制）</p>	
利用者と負担	<p>・利用者負担ゼロ（自発的な謝金はOK） ・7便で20人以上が利用</p>	
保険	<p>・車両提供者の任意保険。これまで保険を使う事故はない</p>	
収支	<p><収入> 地区社会福祉協議会の助成金30万円/年 会費・カンパ・謝金など30万円 <支出> ガソリン代2千円×50回、車借用の謝金/年5万円、運転者さん謝金(飲物代)/半日700円、添乗者さん謝金(飲物代)/半日300円</p>	
まちづくり	<p>おでかけバス臨時号も運行：地域の市民グループと連携して、お花見や、JAお買物ツアー、障がい作業所の運営するカフェでのランチなど ★継続のコツは「無理をしない」。運行する側も楽しみながら（入江共同代表：談）</p>	

(4) -1 利用者負担がゼロの場合

- **市町村の事業として、市町村の保有車両で実施され、利用者からは一切の負担を求めない場合**
- ただし、介護保険制度の訪問介護による居宅介護で送迎を行い、公的な給付が適用される場合は、利用者の負担を求めなくても完全無償とは認められない

＜令和2年3月末改正＞登録等不要の形態で行う**団体所有の車両**に対して、自治体が購入費や**自動車保険料**を含む維持管理経費の全部又は一部を補助しても登録等は不要
★自治体からの規制改革要望は「利用者から保険料を収受する」だったが、緩和されなかった。自治体からの保険料補助を追加・明記



＜令和2年3月末改正＞介護保険制度にもとづくボランティアポイントは、**換金性**があっても運送の対価とはみなさない

【具体例⑤】

介護保険制度に基づく介護支援ボランティアポイントは、ボランティア活動を行った高齢者に対して市町村からポイントが給付される制度であるが、これは、高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者自身の介護予防にもつながるとの考え方に基づき、送迎を行うドライバー自身の介護予防に資する取り組みに対して介護保険財源からポイントが付与されるものであり、これと同旨の制度において受け取るポイントを含め、直ちに運送の対価にはあたらない。

事例

市町村が全額負担し運行

- 車両は、F市が使用権限を有する車両（市の所有車又はリース車両）を使用。
- 運行時の責任はF市が負う。

ポイント

運転業務はNPO法人等に委託することも可能です。その場合は、運転者の人件費を含め必要な費用は委託費として、F市が全て負担します。運行時の責任はF市が全て負います。

※役務提供の態様等によっては、自動車運転代行業や労働者派遣業とみなされることもあります。

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」
令和元年10月





(4) -2 「自家輸送」の場合

- ・ デイサービスや授産施設、障がい者の地域作業所、各種サロン等を運営する者が施設の利用を目的として送迎にかかるコストを別途求めない場合も登録等は不要。ホテルや旅館、ゴルフ場の送迎等もこれに該当

- ・ ただし、送迎を利用する人と利用しない人で、サービス内容や利用料に差をつける場合は、送迎が1つの独立したサービスとみなされ、自家輸送と認められない。また、病院などの運営主体から委託を受けて送迎を行い、送迎に係る費用の全額を委託者や第三者が負担している場合は、登録等が必要

(例 2) 高齢者サロンやデイサービス等の送迎

利用者が施設利用料を支払って、高齢者サロンやデイサービス等の施設の利用をしている場合に、当該施設へ利用者を送迎するための輸送を提供し、送迎に係るコストは求めない場合

サロンやデイサービスなどの施設が、施設の利用を目的として利用者を送迎するための輸送を行っている場合、通常は送迎も含めてひとつのサービスとみなしますので、道路運送法の規制の対象にならず、許可・登録は不要です。

ただし、送迎サービスを利用する人としない人で、施設利用料が違う場合は、送迎サービスが独立したサービスとみなされますので、許可・登録が必要になります。

利用料が同じなので OK	サロン利用料(送迎つき)2000円
	サロン利用料(送迎なし)2000円
利用料が違うので NG	サロン利用料(送迎つき)2000円
	サロン利用料(送迎なし)2500円



事例 病院での診療サービスを目的とした送迎

- 病院Mが通院患者を病院まで送迎
- 送迎を利用する者としない者で支払う金額は変わらない

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」令和元年10月

(4)-3 子供の預かりや家事・身
辺援助の提供が中心となるサー
ビスを提供するものであって、運送
に対する固有の対価（ガソリン代
等）の負担を求めない場合
（ガソリン代実費はもらえない）

たとえば、草とりや掃除など車を使
わないサービスと、買物や病院など
車を使うサービスが**すべて一律の
利用料金体系**となっていて、車を使
った場合も別料金の設定（ガ
ソリン代実費など）がない

国交省旅客課：利用者**が乗車中の時間もカウントして良い**
という判断を地方運輸局に連絡 2021.11.02



(例 3) 家事・身辺援助サービスの一環として送迎をする場合

家事・身辺援助の提供が中心となるサービスにおいて、そのサービスの一環として輸送
サービスを提供し、運送の対価を求めない場合

家事や身辺援助が中心となるサービスにおいて、車両による送迎を行い、運送の対価を求めない
場合や、家事や身辺援助が中心となるサービスを実施するなかで、結果的に送迎のみのサービス
が提供されたとしても、あくまでサービス全体では家事や身辺援助が中心となるサービスが提供さ
れている場合は、許可・登録は不要です。たとえば、買い物の付き添いをした場合に、車に乗って
スーパーへ行っても歩いてスーパーに行っても料金が同じであれば、許可・登録は不要です。

車に乗ってスーパーに行った場合はプラス100円という料金体系になっていたり、付き添い20分200
円、送迎10分200円など、送迎固有の対価を受け取るような場合は、運送の対価が特定されます
ので、許可・登録が必要となります。

国土交通省「高齢者の移動手段を確保
するための制度・事業モデルパンフレット」
令和元年10月

形態:個別支援 車両&付添:ボランティア 調整:団体 許可・登録不要

互助活動

「金谷応援隊」(静岡県 島田市 金谷地区)

経過	<p>・金谷地区の市街地部分は、駅もあり(本数は少ないものの)バスも運行している。郊外の山間地は交通のアクセスが悪く通院や買物に不便な地域</p> <p>・金谷地区社協の「金谷応援隊」は、以前から助け合いの生活支援サービスを実施していた。買物は代行で行っていたが、「自分の目で見て買いたい」「墓参りをしたい」等の声が常にあった。「困っている人がいる。なんとかしたい」との担い手の声を受けて、生活支援コーディネーターが寄り添い支援をしながら、事故への不安などを出し合い、1つずつ丁寧に議論をしながら検討を始めた。</p> <p>・外出支援を生活支援のメニューの中に包括し、ルールや書類を整備。安心して活動・利用できる体制をつくり、小さくスタートした</p> <p>・運転者講習は、大臣認定講習機関の自動車学校に委託し、利用者理解など市や社協の専門職も講師となって協力した</p>
実施方法	<p><生活支援サービス> 1時間 500円(ゴミ出し以外)</p> <p>①ごみ出し(1回150円) ②買い物代行 ③住居の清掃や家周りの手入れ ④軽微な作業(電球交換・日曜大工) ⑤話し相手 ⑥散歩や通院等の付添い ⑦外出支援(付添いが必要な方) ⑧その他日常生活上必要なサービスで会長が認めるもの</p>
車両	<p>・ボランティア(サポーター)のマイカー</p>
会員	<p>登録利用者:11人 登録サポーター:14人</p>
市内への波及	<p>・金谷応援隊の外出支援の仕組みができたことで、①高齢者ふれあいサロン参加者の送迎に取組みたい→地区内の飲食店が無償でマイクロバスを提供&運転ボラで送迎活動へ ②他の地区でも金谷応援隊の外出支援モデルに取組みたいとの声が→普及啓発講座の開催、資料の提供など</p>



島田市社協 中野克彦氏提供 25

1. 「成瀬お助けたい」の支援内容

1. 支援の内容：

【庭仕事】庭の手入れ、雑草取り、花壇に水まき、簡単な剪定など

【大工仕事】簡単な大工仕事、通販購入品の組立、電球交換など

【家事支援】ゴミ出し、洗濯、調理、買い物、洋服のお直しなど

【ちょっとした力仕事】雪かき、犬の散歩、廃品の移動、身辺整理など

【移動支援】病院、買い物等の車による同行

【その他】湿布薬張り、話し相手、刃物研ぎ、子育て支援等々

2. 利用料金： お助けたい1人30分500円（60%をサポートーズに還元）

3. 活動地域：成瀬1～3丁目、成瀬台1、2丁目、西成瀬 約4500戸

4. サポートーズ（支援する人）：45名（2021 4月

5. 賛助会員（会社、店舗）：46社

「成瀬お助けたい」代表 玉木 徹氏作成資料から



互助
活動

長野県 喬木村



支援実績	支援内容			
	H30	R1	R2 (12月時点)	
	3	49	56	
	7	57	73	
	0	4	20	
	43	69	36	
	9	17	65	
	19	21	30	
	21	131	84	
	0	0	4	
	6	30	47	
	0	24	17	
	0	2	0	
	8	16	46	
	110	420	478	

会員数	H30			R1			R2 (12月時点)		
	利用者			協力者					
	15人			29人			39人		
	16人			32人			39人		

喬木村 北澤 愛SC 作成資料から

総合事業における補助金の対象経費

令和3年3月「介護予防・日常生活支援総合事業等に基づく移動支援サービスの創設に関する調査研究事業」【報告書】p76 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング（厚労省の老健事業からの受託）⑱～㉔の説明は次シート

		類型① 訪問Dケース1	類型②訪問Dケース2 通所や一般介護サロン	類型③通所B	類型④ 訪問B
		通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援⑱	通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎⑲	通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎	生活援助等と一体的に提供される送迎⑳
直接経費	ボランティア奨励金	○ ^㉑	○ ^㉒	○	○
	ガソリン代等実費	×	○	○	○
	自動車保険の保険料 ^㉓	×	○	○	○
	活動用の保険の保険料 ^㉔	○	○	○	○
	車両維持・購入費	×	○	○	○
間接経費	コーディネーター人件費	○	○	○	○
	家賃・通信費等	○	○	○	○

⑮「地域支援事業実施要綱（P.21）」より、『（抜粋）通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援であるので、移送に関する直接経費は対象とならず、サービスの利用調整の人件費等の間接経費のみが対象となる』

⑯「地域支援事業実施要綱（P.21～22）」より、『（抜粋）対象経費については、間接経費のほか、ガソリン代等送迎にかかる実費、車両購入費等に対する補助等、具体的な対象経費について費用の効率性の観点から市町村において判断』

⑰「地域支援事業実施要綱（P.10）」より、『（一部抜粋）…様々な経費について、市町村がその裁量により対象とすることを可能とするほか、…**奨励金（謝金）を補助の対象とすることも可能である。**…運営費の一部を補助するものであるが、例えば補助率を設定せずに年定額での補助を行うことも可能である』

⑱ **道路運送法の許可・登録の有無によらず、送迎前後の付き添い支援を対象とした奨励金のみ可。**

⑲ **道路運送法の許可・登録を受けている場合は、送迎前後の付き添い支援のみでなくボランティア運転者の送迎を対象とした奨励金を補助することが可能。**

⑳ 「団体が所有する車両の自動車保険」、および「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の自動車事故を対象とした自動車保険」

㉑ ここでは、自動車に乗車していない乗降前後の付き添い支援の際の事故などを対象とする保険をイメージ。「移送に関する直接経費」には該当しないため、いずれの類型においても補助対象経費となる。



事故について & 事故への備えと保険

事故について



事故は、**起こらないようにすることが基本**
(**リスクマネジメントが重要!**)

①運転者講習の受講

運転免許を取得してウン十年。知らず知らずに身に付いた**自分の運転のクセ**を、**互助活動**を始める前に**知る**。修正する

②互助活動による大きな事故は もともと少ない

(タクシーと異なり)行先が限定されている：通いの場、スーパー、病院等の反復

③自分たちのルールで地域を限定

事例)新潟県燕市「地域の茶の間」送迎

④みんなで研修

危険予知トレーニングなど

国土交通大臣認定 運転者講習

- ・ **福祉有償運送(登録制度)の運転者**は、①二種免許保有者または ②上記 大臣認定講習受講が必要。**座学&実技**。「認定講習修了証」が授与される

安全運転講習

- ・ 大臣認定講習のうち、**互助活動に必要な部分をコンパクトに抜粋した講習**。座学&実技。「安全運転講習修了証」が授与される

団体名	高齢者の閉じこもり予防や自立支援に関する主な活動				
	サービス内容	運動	レク	送迎の有無と範囲	開設日時
学校町みんなの茶の間	○	○	○ (町内)	水・金 10-15時	無料 第2水は食事会
ねっとわーくエプロン	○	○	○ (地区内)	月～金 10-15時	お茶代100円
ほっとくらぶ	○	○	○ (町内)	火・金 9-12時	下粟生津地区100円 その他200円
みんなの場所	○	○	○ (地区内)	火・木・金 10-15時	お茶代100円
吉田ふれ愛サロン「なかま」	○	○	○ (校区内)	木 10-13時	参加費100円

大臣認定運転者講習を自治体が主催（「担い手」発掘の場に）

秦野市 地域支え合い型 認定ドライバー養成研修

平成28年度から開始（毎年2回：30人定員／受講者無料）
認定講習実施機関に委託して実施

- ・3日間コースで実施
- ・2日間は**大臣認定講習**（講義＆実習）注①
- ・市独自に3日目を追加、**地域公共交通**や**地域支え合い**をテーマとした**事例紹介**、グループワークなどを実施

【周知方法】

- ①市広報、ホームページに掲載
- ②公共施設にチラシを配架
- ③**介護保険料決定通知書**に(他の講座を含め)チラシを同封
- ④65歳到達者へ送付する**介護保険証**にも同様なチラシを同封

とくに男性は、
**無料で資格
が得られるに
弱らしい**



修了者の動向

最終日に配付する「ドライバー募集事業所一覧」から、修了者自身が事業所へ連絡

- ・ **デイサービスのドライバー** 注②
- ・ **地域のボランティア**（修了者たちで立ちあげた事例も）
- ・ 介護保険特別会計の**生活支援体制整備事業費**（注③）や**保険者機能強化推進交付金**（注④）で実施可能
- ・ 県が支援する場合は **地域医療介護総合確保基金**（負担：国2/3 県1/3）や**保険者機能強化推進交付金**で実施

前シート 注①～④ 説明

①大臣認定講習実施機関一覧表 (国土交通省 令和3年11月)

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001443315.pdf>

のうち静岡県内は右表

②週3回デイサービス送迎のアルバイト。週1回は地域活動の担い手になっている人もいる

③地域支援体制整備事業費の負担割合は、市町村12.5%.

秦野市は、年2回開催の委託費の合計が50万円だが、計算上の市負担は6万円程度とのこと

名称	主たる事務所の所在地	実施講習		
		① 交通空白地 有償運送運 転者講習	② 福祉有償 運送運転 者講習	③ セダン等 運転者講 習
福祉移動サービスネット 静岡	静岡県富士市五貫島6 1番2 一般社団法人ゆ たか会内	-	○	○
株式会社柿澤学園 スルガ交通安全教育セン ター	静岡県静岡市清水区 興津中町522番地の1	-	○	○
株式会社島田自動車学 校	静岡県島田市道悦2丁 目2番1号	○	○	○
学校法人静岡自動車学 園	静岡県静岡市葵区宮 前町71番地の1	-	○	○
社会福祉法人菊川市社 会福祉協議会	静岡県菊川市半済18 65番地	-	○	○

④保険者機能強化推進交付金 & 介護 保険保険者努力支援交付金

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17527.html

事故への備えと保険（自動車保険と活動保険）

- ・ 事故は、起きないようにするが、起きてしまったときは（通常の事故と同様に）保険会社に任せる

他人を乗せるとき特別な保険は必要ない

（全国移動ネットで、大手&ネット申込損保会社に確認済）

任意保険は掛けるのが常識！



自動車保険の仕組み

● **自賠責保険**（強制保険） 対人賠償保険のみ

ケガ治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料 最高120万円／死亡保障 3000万円

● **任意保険 重要**

対人賠償責任保険

対物賠償責任保険

人身傷害保険
（搭乗者傷害保険）

総合補償と呼ばれる商品は、この3つの保険が組み合わさっていることが多い

※このほかに「車両保険」なども付けることができる

＜対人賠償＞（家族以外の）**第三者に傷害を与えた場合**、傷害の程度に応じて（自賠責とあわせ）保険金が支払われる

同乗している利用者 = 第三者

＜人身傷害＞ 責任割合にかかわらず、**運転者と同乗者の傷害に対して実際の損害額に応じた保険が支払われる**（cf.搭乗者傷害は一定額）

下記の場合は、「日常・レジャー用」から「業務用」に切り替えたほうがよい ※掛金は5,000円前後高くなる
・移動サービスを行う団体の所有車 ・年平均して1か月に15日以上を移動サービスに使う場合

活動時だけ掛けて 事故を補償する保険

【補償内容と保険料について】

保険期間：1年

移動サービス専用自動車保険



(移動サービス事業者向け自動車保険特約付帯一般自動車保険)

移動支援ボランティア活動中に自動車事故が起きてしまったら...

困っている人を助けたいけど事故が起ったらどうしよう?

病院や買い物、役所の用事はどうしよう...

ドライバーの方の名義の自動車保険ではなく、こちらで用意できないかな?



深刻な社会問題

市町村・社会福祉法人・NPOなどの運営主体

移動サービス専用自動車保険とは...

ボランティアドライバー等の所有自動車を使用して移動サービスを提供している間の事故について持ち込み車両の自動車保険に優先して保険金をお支払いする保険です。

この商品によってボランティアドライバーの自動車保険を使用する必要がなくなります!

【本保険のイメージ】



保険期間終了後、通知内容に基づき確定保険料を計算し、契約締結時に領収した暫定保険料との差額を追加徴収または返還します。

補償内容	車両保険ありプラン		車両保険なしプラン
	無制限 免責金額(自己負担額)なし	無制限 免責金額(自己負担額)なし	無制限 免責金額(自己負担額)なし
対人賠償責任保険	○	○	○
対物賠償責任保険	○	○	○
自損事故傷害特約	○	○	○
対物超過修理費用補償特約	○	○	○
車両保険(一般条件) (保険金額300万円 ^{※1})	○ 免責金額(自己負担額)なし	○ 免責金額(自己負担額)3万円	×
概算保険料 (1台・稼働日1日あたり) ^{※2}	1,210円	1,150円	400円

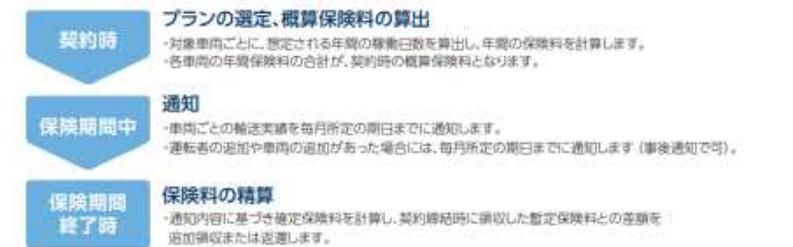
※1 時価額または保額金額(上記プランの場合300万円)のいずれか低い額を限度に保険金を支払います。
 ※2 実際の保険料は、お見積り後に保険会社にて算出いたします。2年目以降の保険料は、前年度の保険金の支払い状況に応じて、変動引を適用します。
 (注) 上記で対象とならない補償および自動車保険等保険金額が異なるケースでは、運転者が加入している車両の保険を使うことも可能です。
 移動サービスの提供における合理的な経路を著しく逸脱して自動車を使用している間に生じた事故による損害(特約)については保険金を支払いません。
 対人賠償において、自動車保険等により支払われる金額がある場合は、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

保険料例 車両保険なしプラン、対象台数2台、稼働日100日の場合
 400円 × 2台 × 100日 = 年間保険料 **80,000円**

【個々の車両の責任期間】

移動サービスの運転を開始した時から、その運転を終了した時まで(合理的な経路・範囲に限り)、個々の移動サービスごとの自家用自動車の運転者、登録番号等、運行開始した日時および終了した日時等を毎月株式会社エージェンツ(保険代理店)に通知することが必要です。

お手続きの流れ



※1は、移動サービス専用自動車保険(移動サービス事業者向け自動車保険特約付帯一般自動車保険)の概要をご紹介したものです。ご不明な点がございましたら、各取扱店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

取扱代理店: **株式会社エージェンツ**
 〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-29
 FORECAST市ヶ谷7階 本社営業部
 TEL:03-6280-7813 FAX:03-6280-7814

引受保険会社: **東京海上日動火災保険株式会社**
 公務第一部公務第一課
 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
 TEL:03-3515-4122 FAX:03-3515-4123

2020年11月作成 20-T03732

- 保険契約者：移動支援の実施団体（法人格は不問）
- 対象となる自動車：
 - ①登録ドライバーもしくは家族名義の車両
 - ②社会福祉法人等から無償で借り受ける車両
- 損保ジャパンの商品は、車両保険ありの場合、人身傷害を付加（2021年1月から）

※契約に含まれていない各種特約については、**持込車両の（本来の）自動車保険を併用することが必要になる場合もある**

地域の移動を支える保険

移動支援サービス事業用自動車保険特約(優先払型)

保険会社から十分な聴き取りをしてシミュレーションしてください。車両保険付の場合、掛金が膨大になることも。車両保険なしプランの場合、本来の保険と併用せざるを得なかった結果 等級がダウンすることもある。専用保険をかけずに、自治会や団体等が、車両提供者の掛金up分を支援している事例もある



基本補償/特約		①基本プラン (車両/人傷あり)								②ライトプラン (車両/人傷なし)
対人賠償責任保険		保険金額：無制限								保険金額：無制限
対物賠償責任保険		保険金額：無制限 (自己負担額なし)								保険金額：無制限 (自己負担額なし)
対物全損時修理差額費用特約		○								○
人身傷害特約		保険金額：3,000万円								×
自損事故傷害特約		× ※人身傷害特約に包含して補償します。								○
車両保険	保険金額	50万円		100万円		200万円		300万円		×
	自己負担額	0万円	3万円	0万円	3万円	0万円	3万円	0万円	3万円	
保険料 (1台・稼働日1日あたり)		1,150円	1,100円	1,300円	1,250円	1,450円	1,400円	1,600円	1,550円	400円

『地域の移動をドライバーも利』

市町村・社会福祉法人・NPO法人が移動支援サービスを提供している際の特別な範囲(裏面参照)においては、ボランティアドライバー等の自動車保険を使用する必要がなくなります!

地域の移動を支える保険とは?

ボランティアドライバー等の所有自動車を使用して移動支援サービスを提供している際の事故について、ボランティアドライバー等の自動車保険に優先してお支払いする保険です。

保険の概要と保険料等については、裏面をご覧ください。

(注) 上記以外の補償は自動車を所有する登録ドライバーが加入している自動車保険を使うこととなります。

ボランティアと利用者に切れ目のない補償が行われるよう 保険をかける（乗車中の事故より降車後の事故のほうが多い）

	ボランティ ア自宅発	⇔	送迎車にボラ ンティア乗車中	⇔	送迎車に利 用者乗車中	⇔	買い物やサロ ンに参加中
自動車保険			●		●		
ボランティア活動保 険（無償ボラ）	●	●		●		●	●
ボランティア行事用 保険（Aプラン）				●		●	●
送迎サービス補償 （Aプラン）				●	●	●	●
送迎サービス補償 （Bプラン）			●		●		
福祉サービス総合補 償（有償ボラ）	●	●		●		●	●



補償金額(保険金額)・保険料(団体割引20%適用済)

Aプラン・Bプランとも2口までご加入いただけます。(1口あたり)

保険金の種類	ご加入プラン	Aプラン(利用者特定方式) 内閣府指定の福祉タクシー専用保険セット	Bプラン(自動車特定方式) 交通特約付福祉タクシー専用保険セット
死亡保険金		345.2万円 ^(※1)	351.5万円 ^(※1)
傷病療養保険金		345.2万円(補償額) ^(※1)	351.5万円(補償額) ^(※2)
入院食費全日額		3,400円	4,000円
手術 保険金	入院中の手術	34,000円	40,000円
	外来の手術	17,000円	20,000円
通院保険金日額		2,200円	2,600円
保険料(1口あたり)		利用者1名 利用日数1日 20円 (1申込につき福祉保険料 1,000円)	(自費乗用車: 自家用貨物車とも) ^(※3) ^(※4) 法定乗車定員1名 1年額 2,000円

【利用登録(または入会)申込書】(事例)

この活動は、お互いさまの支え合いの地域をつくるために行われています。

事故は起きないように努力していますが、万がイチ事故が発生した際は、契約している自動車保険等の範囲内で補償します。合意いただける場合は、利用登録(または入会)してください。

貴会の活動趣旨に賛同したので、利用の登録(または入会)をします。事故の際の補償についても了解しました。
令和 年 月 日

お名前(ご本人)	お名前(ご家族)
電話番号(ご家族)	電話番号(ご家族)
生年月日	昭和 年 月 日
ご住所	
緊急時連絡先(お名前、電話番号、続柄)	

<個人情報の取扱いについて>

- ・ご記入いただいた個人情報は、支援活動を行う際に利用します。
- ・上記の目的以外で使用したり、あらかじめご本人の同意なく第三者に提供したりすることはありません。

〇〇の会

実施要綱・規約等も必要。
利用申込書に活動趣旨や事故のさいの補償について記載しておくこともリスクマネジメントの1つ

令和3年度 静岡県事業の報告 & 振り返り

住民のみなさん！
地域に住む通院や買い物、サロン等に行けなくて困っている人のために
はじめませんか？

移動サービス



- ・運転ボランティアを集める方法は？
- ・どういう活動があるのかな？
- ・やりたいけど、事故が心配だなあ。
- ・打合せに直接きてアドバイスが欲しいな。



まずはご相談ください！



相談・問合せ先 ☎ 050-5526-2620

静岡県「令和3年度移動サービス後方支援体制整備事業」
受託者：特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）

事業の概要

実施期間 令和3年5月13日（木）～令和4年3月18日（金）
対象者 静岡県内の方はどなたでも
利用料金 無料（但し、電話相談に係る通話料は利用者負担）
担当者 移動サービスに関する制度や先進事例に精通し、
移動サービスの立ち上げの実績がある相談員及び
アドバイザー（全国移動ネットに所属）

1 相談窓口（電話・メール相談）

開設日 火曜日・木曜日（祝日・年末年始除く）
時間帯 13時から16時まで
相談内容 移動サービスの実施に関すること全般
相談先 ☎ 050-5526-2620
✉ info@zenkoku-ido.net
（メール相談は随時対応）

専用フォームからも
アクセスできます



2 アドバイザー派遣

実施日 日にち、曜日及び時間帯は要相談
派遣対象 各種移動サービスに関するセミナーや勉強会、
協議体、関係者打合せ、実証実験 等
申込先 お住まいの市町高齢者福祉担当課へご相談ください。

<お申込の流れ>

申込者



お住まいの市町



全国移動ネット

静岡県「令和3年度移動サービス後方支援体制整備事業」
受託者：特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）

1 電話相談&メール相談 (令和3年度)

相談件数の合計は45件 (2021/5/13~22/2/13)

- ・前年度は41件なので、ほぼ横ばい。
- ・相談の内容&分類は下表のとおり。
- ・移動支援セミナー開催等については、講師派遣依頼の書式を県に提出してもらい、必要に応じてオンラインによる打合せ等を行った。
- ・県の事業は3年目となり、立上げ&運営継続のための具体策 (運営費の捻出方法など) に市町や住民団体が苦慮していることが分かる。



	移動支援 セミナー開 催と内容	運転ボラン ティア養成 講座の開 催	関係者会 議の開催	先進事例 の紹介※ や制度改 正など	担い手の 確保	移動サービ ス専用保 険	運営費や 利用者負 担の設計	実施要綱 や利用者 規約の点 検など
住民や住 民団体から		1			1		3	1
市町やSC 等から	10	7	3	5	2	2	10	1

※ 企業等が参画して実施している事例を知りたい →山形市 (買い物支援/民間介護事業所) ネオポリス買い物支援隊 (買い物支援/民間介護事業所) 狭山市 (病院送迎バスの混乗/病院) 千葉県船橋市 (買い物支援/イオンモール) 我孫子市 (色々巡回/大学、自動車教習所等) 福岡市 (買い物支援「福岡100パートナーズ」) などの事例を資料提供した。

2 アドバイザー派遣（令和3年度）

アドバイザー派遣件数は35回、のべ42人（2021/5/13～22/2/13）

感染拡大を踏まえうち27回はオンラインによる派遣。オンライン普及によりセミナー開催にむけた打合せがスムーズに行えた反面、グループワークに十分参加できない場面が多かった。打合せ後に開催中止・延期のケースも

派遣件数	後方支援体制整備事業(打合せ含む)	壮年熟期事業(打合せ含む)
伊豆市	1 (8/25)	2 (10/4. 11/11～12)
伊豆の国市	1 (7/2)	3 (7/13. 10/1. 12/15)
伊東市	3 (5/17. 6/17. 9/30) 住民団体含	3 (6/16. 6/21. 9/30)
河津町		1 (6/17)
清水町	1 (6/7)	1 (6/22)
下田市	2 (6/11. 7/21)	3 (6/18. 11/24. 12/2)
沼津市	2 (6/28. 7/19)	1 (7/5)
東伊豆町	1 (7/13)	1 (7/27)
三島市	1 (5/25)	2 (10/15.10/29)
森町	1 (12/24)	
焼津市	4 (6/22. 6/28. 7/1. 7/5)	
県	1 (1/13)	計 後方支援体制整備18回 壮年熟期17回

事業の振り返り (全国移動ネットの立場から)

■県や市町と連携した実施を通じて

- ・ 住民主体による地域課題の解決手段・手法が多くの自治体で課題となるなか、**静岡県の寄添い型支援**（市町村による移動支援セミナーの連続開催、相談窓口の設置等）は、**多くの自治体のモデルとなっている**。県の**施策**に、免許返納や介護予防とともに、**壮年熟期(高齢者)がいきいきと活躍できる社会づくり**があるからだと推測
- ・ 3年目となり、**相談や依頼内容**がより**具体化・ステップアップ**している。時にはアドバイザー同士で意見交換あるいは関係省庁に問い合わせる回答することもあり、**アドバイザー側も学ぶことが多く**、育てられた。
- ・ 電話相談（週2回・各3時間開設）は、随時対応のメール相談・電話相談にするなどの検討が必要か(相談の内容や難易度によって、電話、メール、オンライン会議で対応・回答)

■今後の課題

- ・ 地域事情にもよるが、実施要綱(案)までつくれる住民団体と、市町や市町社協主導で立上げた結果、寄りかかりぎみの団体もある。**取組み団体の自立度**をあげたい
- ・ 一方、総合事業の**補助金等**による団体支援を実施する市町が未だ少ないことは課題。相談においても、**運営費やボランティアの活動費の相談が増えている**
- ・ 静岡県域の移動支援に係る**地域ネットワーク組織**がないこと。横の連携のなかで学び合う中間支援組織が必要（1/13 県 & 県社協主催の勉強会開催）
- ・ （互助型の運転ボランティアには義務づけられていないが）**安全・安心の確保**のため、福祉有償運送の運転者にもなれる「**大臣認定運転者講習**」を、**県が支援して実施**しておられる。だが県内の実施機関が少ない。互助型にフィットするコンパクトな安全運転研修も含め実施する**新たな講習実施機関**をつくることも課題
- ・ 障害がある方々のために、**福祉有償運送も**創っていけるといい

河津町移動・外出支援モデル事業報告

河津町役場
健康福祉課 包括支援係
主幹兼係長 遠藤絹代
主任主事 久澤康徳

お伝えしたいこと

1. 河津町について
2. 河津町の移動の方法
3. モデル事業に手を挙げたのは…
4. 実施内容
5. 実証実験
6. 今後の方向性



1. 河津町について

河津町 (令和4年1月1日現在)
人口 6,892人
高齢者人口 2,943人
高齢化率 42.7%



SHIZUOKA
KAWAZU
TOWN



2.河津町の移動の方法



一般路線バス
天城線が主。季節により変更あるが、1時間に1便。
自主運行バス
バス会社に運行委託。9系統36便。



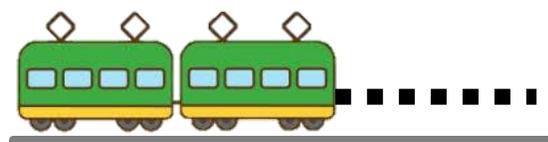
町バス
4地区を対象に無料運行。路線バスに接続。週2回づつ。1日5便。
町営バス
交通の確保を図り町民の福祉の増進に寄与するための有償運行バス。1日13便。
.....のルートのみ。



自家用車
65歳以上の免許保持者…1,777人
(65以上人口2,995人内要介護認定者数530人) 令和元年12月末現在
免許返納者 20~30人/年



タクシー
営業範囲としているタクシー会社は3社
感染症や運転手の高齢化の影響で稼働数減…予約不可となる。



鉄道 2駅 特急除く
一日(平日) 下り25本
上り25本

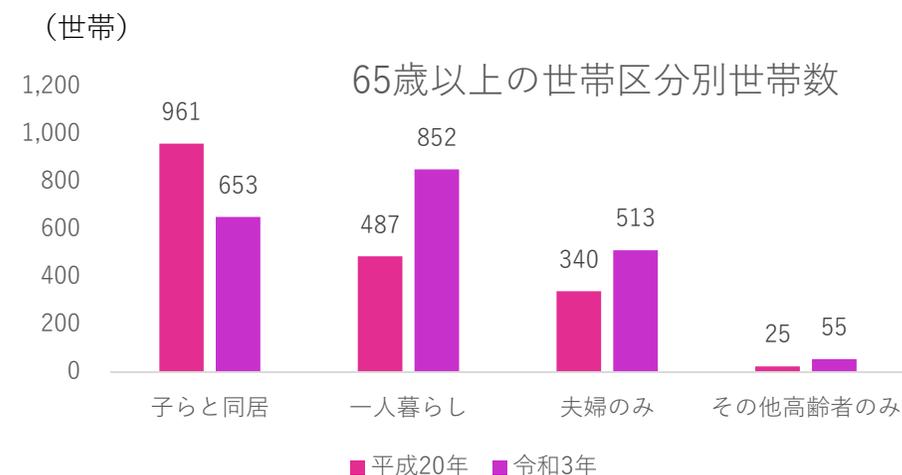
⇐下田

東伊豆町⇨



3. モデル事業に手をあげたのは

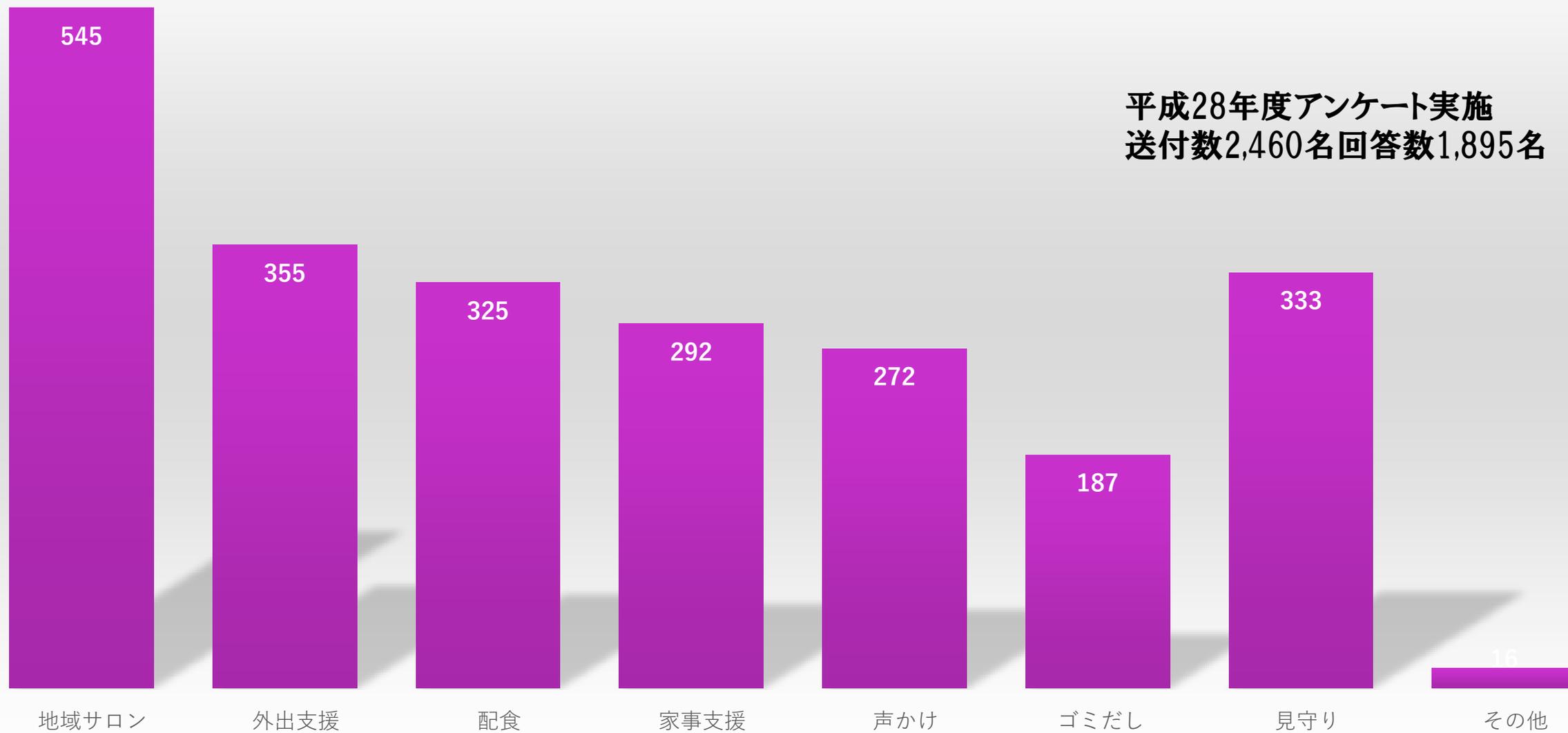
- 小売店が廃業し、歩いて買い物に行けない地区が増えた。
- タクシーの予約が取れない。
- バス路線はあるが、乗り継ぎが不便。
- 住民アンケートや生活支援体制整備協議体から、買い物や受診の足の確保を検討した方がよいとの声上がる。
- 高齢者世帯、一人暮らしの高齢者が増え家族の支援を受けにくくなった。
- 運転免許証自主返納が進まない。
(河津町1.6%、全国3.1%)



河津町にあればよいサービス

(人)

平成28年度アンケート実施
送付数2,460名回答数1,895名



生活支援体制整備事業協議体でも、お出かけワークシートを使用し、構成員の皆さんに移動について検討していただきました。運転免許を返納した場合、移動手段に困ることを自分事としてとらえてもらいました。

★お出かけワークシート★

あなたは運転免許証を一年前に返納しました。それから、なんだかおっくうで家に閉じこもっています。勧められて、気軽に集まれるとうわさの“さくらサロンいろは”に行ってみることにしました。



出発地

どう行く？

手段…
金額…
所要時間…
歩く距離…
その他…



到着！

さくらサロン いろは
役場ふれあいホール
毎月第3火曜日
13時30分～
15時30分



4. 高齢者の移動支援・外出支援セミナー募集・内容

実施	内容	開催時期
募集	広報、回覧、民生委員や直接の声かけ	令和2年度
参加者数	回覧6人、声かけ12人、民生委員2人、関係者2人	
セミナー①	町の高齢者の現状、移動サービスの現状等	
セミナー②	西伊豆町や函南町の先進地事例紹介	
セミナー③	リスクマネジメントの講義、グループワーク	
セミナー④	移動支援サービス実証実験に向けグループワーク	令和3年度
運転ボランティア養成講習	座学、実技の実施	
打ち合わせ	移動支援・外出支援モデル事業試行運転実施について	

5. 実証実験について



①実証実験時期

- ・全地域対象
令和4年10月～12月(3ヶ月)
- ・1地区対象
令和4年10月～

②移動支援内容

- ・買物支援
- ・サロン送迎支援
- ・シニアクラブ活動送迎支援(1地区対象)

③移動範囲

- ・河津町全域
(町外への移動支援は実施しない)

④保険

- ・ボランティア保険基本プラン
(河津町社会福祉協議会)
- ・送迎サービス補償Aプラン
利用者特定方式
(損保ジャパン)

⑤人数

- ・ボランティア参加者16人
(内、1地区対象8人)
- ・モニター参加者11人
(8人買物支援・3人サロン送迎支援)
- ・モニター参加者10人(1地区対象)

実証実験の様子



和3年(2021年)10月21日(木曜日)

県と河津町は20日、高齢者の移動・外出支援サービスの事業化に向け、同町で実証実験を始めた。初日は登録したボランティアが、町の高齢者サロンの利用者ら4人を送迎した。

県は高齢化率の高い賀茂地域の市町で、地域の健康な高齢者のボランティアや社会福祉法人などが協力し、移動手段を持たない高齢者への支援の仕組み作りを進めている。今回は社会福祉法人南寿会

県と河津町 高齢者の移動支援
事業化へ試験運行

県と河津町は20日、高齢者の移動・外出支援サービスの事業化に向け、同町で実証実験を始めた。初日は登録したボランティアが、町の高齢者サロンの利用者ら4人を送迎した。

県は高齢化率の高い賀茂地域の市町で、地域の健康な高齢者のボランティアや社会福祉法人などが協力し、移動手段を持たない高齢者への支援の仕組み作りを進めている。今回は社会福祉法人南寿会

ボランティアが運転する車から降り、高齢者サロンに向かう高齢者＝河津町健康福祉センター

(河津町)と町社会福祉協議会が所有する車を活用し、研修を積んだボランティアが試験運行した。

2人1組となったボランティアは、高齢者の自宅に車で迎えに行き、町保健福祉センターで開かれている高齢者サロンや、町中心部のスーパーに計4人を送った後、サロンや買い物終了後に自宅まで送り届けた。参加したボランティアの高崎美智代さん(61)は「親の介護でお世話になった町の皆さんにお返しをしたい」と意気込みを語った。

普段はバスで高齢者サロンに通う桜井由子さん(80)は「バスは本数が少なく、待ち時間

が長いと来て、県



実証実験のアンケート(ボランティア)

送付人数:8名 回収人数:8名 回収率:100%

【内容】

- ① 河津町移動・外出支援モデル事業試験運行を運転・介助ボランティアをしてみようでしたか？
- ② 来年度、本格運用が始まったらボランティア活動しますか？
- ③-1 来年度、河津町移動・外出支援を高齢者が利用するにあたり、費用負担が必要だと思いますか？
- ③-2 (③-1)で必要・金額により必要と回答された方にお聞きします。必要と考える金額はいくら位ですか？
- ④ どうしたら運転・介助ボランティアに参加してくれる人が増えると思いますか？
- ⑤ 実証実験のボランティアをして気づいたことや感想を教えてください。

実証実験のアンケート(モニター)

送付人数:7名 回収人数:7名 回収率:100%

【内容】

- ① 河津町移動・外出支援モデル事業試験運行を利用してどうでしたか？
- ② 来年度、本格運用が始まったら利用しますか？
- ③-1 来年度、河津町移動・外出支援を高齢者が利用するにあたり、費用負担が必要と思いますか？
- ③-2 (③-1)で必要・金額により必要と回答された方にお聞きします。負担できる金額はいくら位ですか？
- ④ 実証実験を利用してみて気づいたことや感想を教えてください。

実証実験まとめ

【ボランティア】

- 運転だけでは気配りがあまりできないので、介助の人がいると、乗客の乗り降りを助けてくれるので楽になり、運転に集中することができた。
- 利用者の喜ぶ顔を見るとやりがいを感じた。
- 利用者が費用負担することにより、外出支援を利用しやすくなると思う。
- 利用する方は遠くに住んでいる家族に、他人に迷惑をかけないようにとされていることも有るようなので、少しでも気楽に利用できるサービスであつたらいいなと思う。

【モニター】

- 利用希望時はすぐに利用したいので、1週間前に連絡が必要では利用が難しい。
- 一人暮らしで車もなく、頼る人もいない。視覚障害もあり買物に行くのに大変苦勞しているため継続してほしい。
- 1回200円。月に一度くらいは料金を支払っても良い(3,000円位なら)。

6. 今後の方向性

実施主体/実施方法	生活支援体制整備事業の一つとして社会福祉協議会へ運営を委託。令和4年度は引き続き無償での移動支援を継続し、ニーズの深堀を行う。
頻度/内容	モニター利用者より固定日の方が利用しやすいとの声が聞かれたことから、週2日、曜日を固定して買物支援を実施。その他、サロン活動や認知症カフェへの送迎支援を実施。
有償？無償？	令和5年度以降に安定した移動支援の提供ができるよう、有償ボランティアを検討。
その他	1地区はシニアクラブ主導で定例会等の送迎を継続。今後は、買物や通院送迎も行えるよう検討。

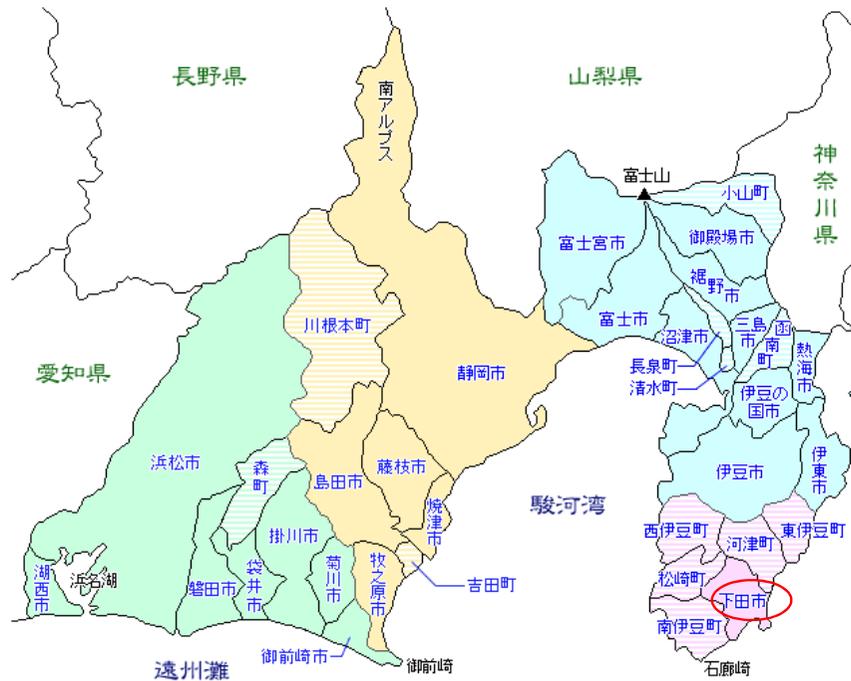


ご清聴、ありがとうございました

令和3年度 移動サービス事例報告会 下田市高齢者移動支援事業

下田市
令和4年3月2日

下田市の概要



総人口	20,734人
65歳以上人口	8,717人
75歳以上人口	4,768人
世帯数	10,675
高齢化率	42.0%
後期高齢化率	23.0%

出典：令和3年度静岡県高齢者福祉行政の基礎調査結果

下田市の移動サービスの状況

<道路運送法上の取扱い整理表>

コミュニティバス「いなみん号」

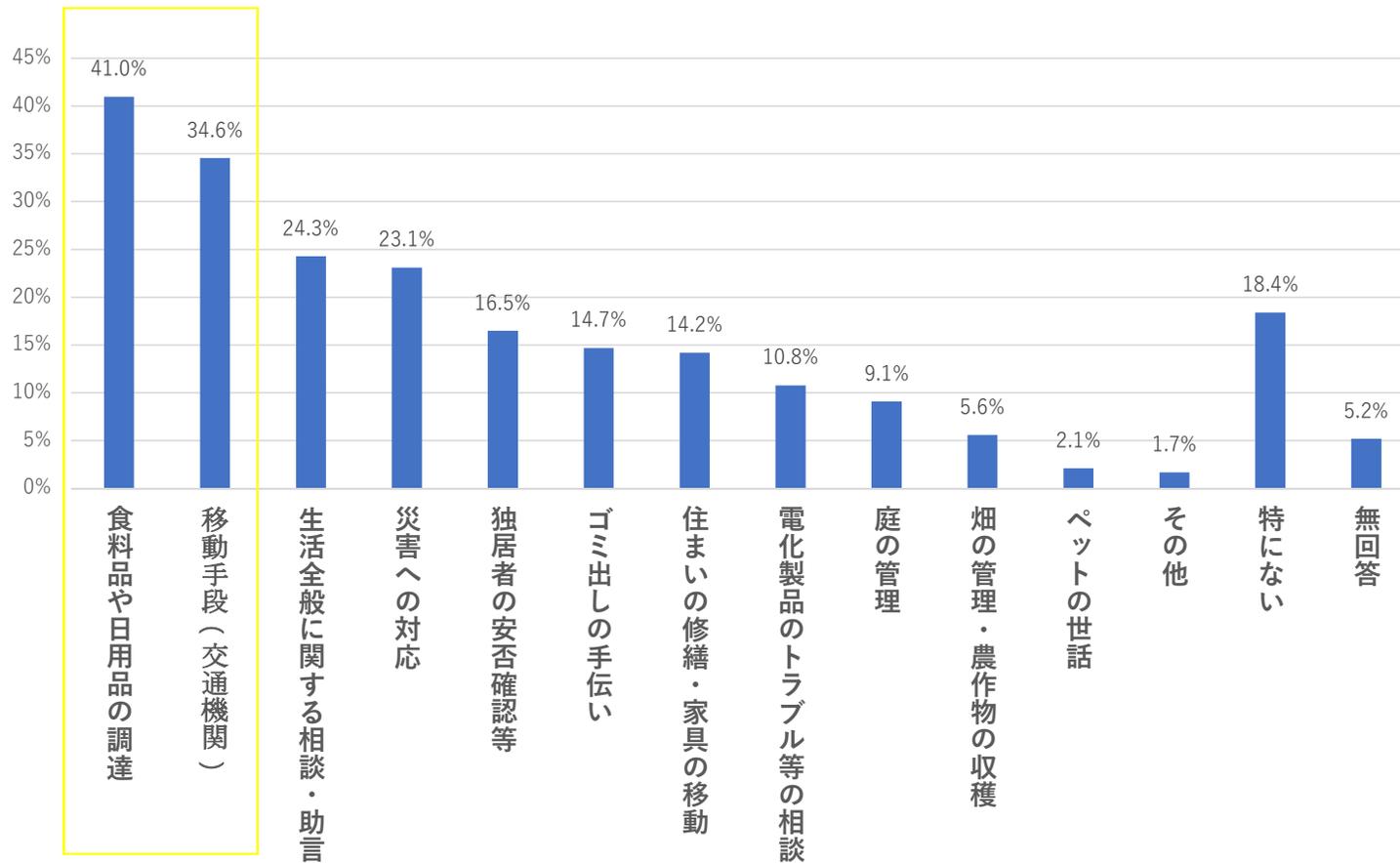
	対象地域が交通空白地のみ		利用対象者が要介護者のみ		法律上の明確な位置付けなし
法律上の呼称	市町村運営有償 運送・交通空白 輸送	公共交通空白地 有償運送	市町村運営有償 運送・市町村福 祉輸送	福祉有償運送	住民主体の移動サー ビス
運行主体	市町村	NPO等	市町村	NPO等	住民ボランティア・ 住民団体等
ナンバー	白				
運転免許	1種免許でも可(要認定講習)				
対象者	不特定	限定 (会員等)	限定 (要介護者等)	限定 (要介護者等)	不特定
利用者負担	有償(バス運賃 が目安)	有償(タクシーの 概ね1/2が目安)	有償(バス運賃 が目安)	有償(タクシーの 概ね1/2が目安)	ガソリン代実費等
概要と 典型例	白ナンバーのコ ミュニティバス・ 乗合ワゴン・個 別輸送	NPO等による住 民の送迎サービ ス(相乗り・個別 輸送、路線・路線 無しなど様々)	自治体による障 害のある人や要 介護者の送迎 サービス(福祉 車両や一般車両 を使用し相乗り も可)	NPO等による 障害のある人や 高齢者等の送迎 サービス(福祉 車両や一般車両 を使用し、基本 は個別輸送)	住民団体やボラン ティア等による、高 齢者等の送迎サー ビス(送迎の対価と しての利用者から の金銭等の受領は 不可)

創出に取り
組んでいる
もの

出典：移動サービス創出に係る普及事例集

移動支援の創出に取り組む背景

充実してほしい高齢者の生活を支援するサービス（複数回答可能） 回答数2,407人



出典：下田市日常生活ニーズ調査（H28.1）

移動支援の創出に取り組む背景

第4次下田市地域福祉計画、下田市地域福祉活動計画から抜粋

基本目標4 まちづくりの理念を共有し、支えあう「環境」を整える

1. 安心して暮らすための地域づくり

■「施策の方向性」と「取組」

「施策の方向性」	「取組」
1. 安心して暮らすための地域づくり	<ul style="list-style-type: none">○<u>地域特性に応じた買物・移動支援</u>○避難行動要支援者対策の充実○災害ボランティア活動の推進○地域ぐるみの防犯・防犯対策の推進

【手段】

移動支援サービスの創出
(生活支援)

【目的】

とじこもり予防
介護予防の推進

■住民懇談会から

【日頃、感じていること】

- 移動手段がないため、高齢者に限らず、障害者も行きたい場所に行くことができず、ひきこもりの状態になりつつある。
- 運転免許返納後、移動手段の確保が難しく生活が不便である。
- 避難場所を知らない人がいる。また、避難場所を知っていても、自力では向かうことができない人もいる。
- お店の数も減り、歩いて通える距離では買い物ができなくなっている。

静岡県 壮年熟期が活躍するいきいき長寿社会づくり事業 2022.1.19

2021年（令和2年）5月のゴールデンウィーク付近から全国でも新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、まん延防止措置や緊急事態宣言により、公共施設や公民館の閉鎖が行われ、下田市でも拡大検査が行われるなど、居場所やサロン活動が、一時停止する事態となりました。

また、下田市内でもクラスターが発生し、移動支援セミナーも大きく影響を与えました。

11月17日までの情報を表



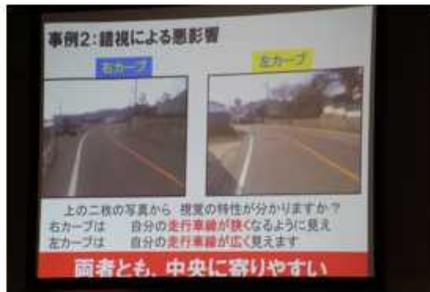
下田市高齢者移動支援実証実験までの スケジュール

年度（月）	R2.4	5	6	7	8	9	10	11	12	R3.1	2	3
令和2年度					チラシの作成	参加者募集	第1回セミナー	第2回セミナー	第3回セミナー（自動運転）	運転ボラ養成講座（コロナ延期）	第4回セミナー（コロナ延期）	
	項目（月）	R3.4	5	6	7	8	9	10	11	12	R4.1	2
令和3年度			第4回セミナー	運転ボラ養成講座	第5回セミナー延期					第5回セミナー	外出支援・買い物支援 サポーター養成講座	実証実験試走
							実証実験(延期) →					実証実験(延期) →

運転ボランティア養成講座の様子

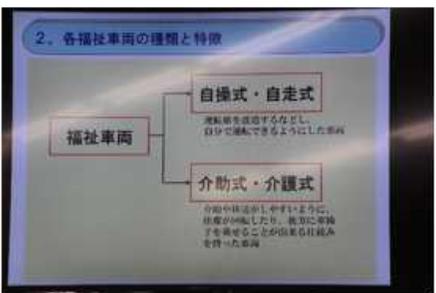
○研修の様子

1日目（下田市民文化会館）



移動困難者を運送するための福祉車両や一般車両（セダン）の運転技術や心構え、対象者への理解などについての講義と実習を2日間にわたり行った。すべての研修内容を修了した参加者には、静岡県自動車学校松崎校から修了証が手渡された。

2日目（静岡県自動車学校松崎校）



	1日目	2日目
実施日	令和3年 7月7日（水）	令和3年 7月8日（木）
時間	10:00~15:50	10:00~15:40
会場	下田市（ZOOM）	静岡県 自動車学校 松崎校
募集方法	R2年度申込者を優先案内し、 空きがあれば再度募集	
修了者	11名	

下田市高齢者移動支援セミナーの開催

第1回移動支援セミナー



第2回移動支援セミナー



第3回移動支援セミナー



第4回移動支援セミナー



第5回移動支援セミナー



第4回 下田市高齢者移動支援セミナーの振り返り

【グループ①買い物支援】 玄関までお買い物プロジェクト

実施内容 買い物ツアー

曜日ごとに行先を決めて週3回+6のつく日に実施

対象 車のない高齢者

担い手 地域住民

必要なもの 社協or社福or個人の車

財源 本人負担100～500円

事前準備（地域で行うこと） 配車の調整と希望者を募る

協力者 運転ボランティア、介護ボランティア、買い物先

継続して実施するために 若い人への呼びかけ、公共交通との調整

【グループ③通院】 健康で住みよい地域づくり

実施内容 近所での助け合い送迎

対象

担い手 登録ボランティア仲間をつのる組織を作る

必要なもの 車両＝マイカー

財源

事前準備（地域で行うこと） 区長に声かけ、回覧板等による人材集め、利用者募集

協力者 包括、社協、行政

継続して実施するために 人材の育成

【グループ②趣味・集いの場】 気楽に乗ってよマイカー送迎!!

実施内容 居場所へのボランティアによるマイカー送迎

対象 区外へも出掛けたい移動困難な人、足の不自由な人、遠方の人

担い手 運転ボランティア(有資格者)、マイカー所有者

必要なもの 自家用車、ボランティア

財源 会費制&利用者負担

事前準備（地域で行うこと） 運行計画（誰が、いつ、どこで）

協力者 包括、社協、地区役員、民生委員

継続して実施するために 人材育成

【グループ④その他の移動】 なんでもや

実施内容 ご近所同士の助け合いサービスとしての送迎
ご近所が基礎、困りごとの聞き取り、運転ボランティアの有償化とルールづくり

対象 ご近所 **担い手** ご近所

必要なもの 区、市レベルでの合意

財源 市、個人、商工会議所、商連

事前準備（地域で行うこと） 隣近所のコミュニケーション

協力者 隣近所、各種団体

継続して実施するために 議論の場を継続する 10

グループワークと 実現にむけた 結果

【プロジェクト名】 玄関までお買い物プロジェクト

【プロジェクト名】 気楽に乗ってよ
マイカー送迎！！

【プロジェクト名】 健康で住みよい地域づくり

【プロジェクト名】 なんでもや

実現にむけた検討の場(組織)づくりを！

- 「連れだって出かける」と、悩みを話せたり、自分を気にかけてくれる人ができるなど、買い物だけではない介護予防効果がある
- 居場所・サロン等への送迎は、生きがいづくりや健康維持に重要
- 区長への主旨説明、回覧などで仲間をつのる組織づくりは、実現性が高い。運転ばかりでなく、買物中の見守り・付添、利用者の調整などをするボランティアも必要
- 継続して行っていくには有償化も検討していかななくてはならないが、仕組みづくりに時間を費やしてしまうため、できるところから始めて、継続して検討していく組織作りが大切

外出支援・買い物支援には…

運転ボランティア
だけでは難しい。

付き添いのボランティア必要。

地域の支えあい
新たな移動支援のしくみ
をつくろう!!



免許がなくてもOK!!
外出・買い物のお手伝い

ボランティア活動で
地域も自分も元気に

令和4年2月よりお試し運行開始予定!! 協力者急募!!

外出支援・買い物支援 サポーター養成講座

1月12日(水) 10:00~12:00
下田市民文化会館 2階 大会議室

免許返納したらお出
かけはあきらめなきゃ...
バス停が遠くて歩いて
いけない...
近くの商店がなくなり
買い物ができない...
病院もめったに
いけないなあ...



サポーターさん
による外出支援
買い物支援

スケジュール

講座内容

10:00~	開会・オリエンテーション
10:10~	移動サービスの利用者を理解する
10:40~	車いす操作・乗降介助 実技
11:20~	福祉車両について 実技
12:00~	閉会

対象者 下田市内に在住の方で外出支援・買い物支援に関心のある方。資格・経験は問いません。

申込方法 裏面の申込書に必要事項を記入し、FAXまたは郵送でご提出ください。
電話での申し込みも可能です。

申込締め切り 令和4年 1月7日(金)

下記QRコードより
申込もできます。

主催：下田市地域包括支援センター
共催：下田市社会福祉協議会

営業時間：8:30~17:15 【申し込み・お問合せ先】下田市社会福祉協議会
住所：〒415-0024 静岡県下田市四丁目1番1号
下田市総合福祉会館内 **0558-22-3294**



サロン送迎希望者募集!

令和4年2月17日(木)、3月17日(木)におこなわれる
「ほっこり笑顔の会」の活動に送迎がつきます!!

坂が急で会場まで行くの
が大変で参加できない



ほっこり笑顔の会

下田市では、社会福祉法人の社会貢献による移動支援や運転ボランティアさん
による移動支援を現在検討しています。今回はお試してみなさんのご自宅、
または、近場から、サロンまでの送迎をします。

「ほっこり笑顔の会」とは

地域の皆さんが気軽に立ち寄り事が出来る集いの場所を目指し、
有志の方が行っているサロン活動です。

簡単な体操やレクリエーションで心身ともに
リフレッシュしましょう。

日 時：毎月第3木曜日 13:30~15:00
場 所：下田市民スポーツセンター視聴覚室
参加費：無料 (サンワーク下田)



対象者 下田市6丁目付近にお住まいの方で「ほっこり笑
顔の会」に参加したいけれど、移動が困難な方。

申込方法 お電話でお申し込みください。

申込締切 令和4年 1月14日(金)

主催：下田市地域包括支援センター 共催：下田市社会福祉協議会

【申し込み・お問合せ先】受付時間 8:30~17:15
下田市地域包括支援センター 担当：鈴木 0558-36-4146

外出支援・移動支援サポーター養成講座の開催

移動困難者って？



目が見えにくい体験



高齢者疑似体験



車いす体験



福祉車両（スロープ）の操作



福祉車両（リフト）の操作



買い物支援に行く際の注意点

○行く前に（事前）

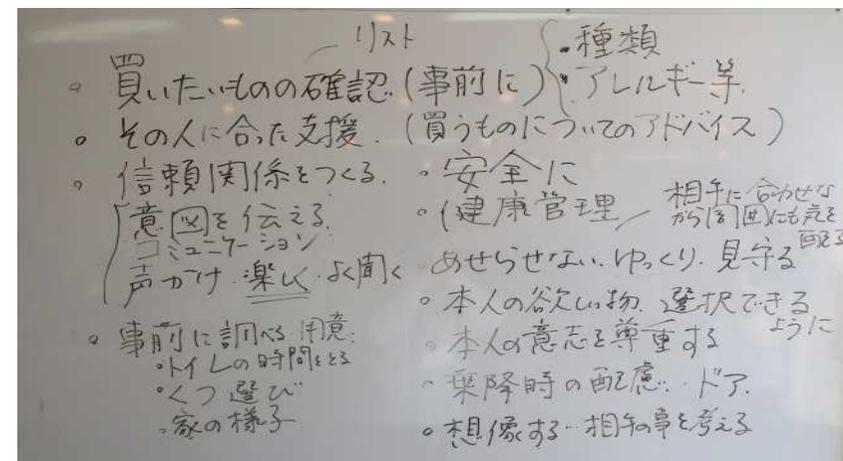
- ・ ルート・乗降場所・家の様子の確認
- ・ 買いたいものの確認（リスト、売り場の確認）
- ・ くつを選ぶ（アドバイス）
- ・ 乗車時間が長時間になる時はトイレの時間をとる

○乗降時

- ・ 健康チェック（検温、手指消毒、風邪症状など体調確認）
- ・ 乗降時の配慮（ドア、段差、駐車場内の安全管理）

○買い物中（全体的に）

- ・ アレルギーの有無（成分表示や賞味期限などの確認）
- ・ 本人の欲しい物が選択できるように意志を尊重する
- ・ あせらない、ゆっくり、見守る
- ・ 声かけ、楽しく、相手のことを考え、周囲にも気を配る
- ・ 信頼関係を作る（その人に合った支援）



乗降時の物理的な配慮だけでなく、利用者との関係作りや、移動時の雰囲気作りなど相手を尊重することや気遣い、思いやりの気持ちについて意見が挙がりました。

下田市高齢者移動支援 実証実験（案）について

1 目的

本事業は、住民同士の助け合いによる高齢者の移動・外出支援の仕組みを構築することを目的として実施する。

また、高齢者の移動手段の確保及び外出機会の確保により、高齢者の閉じこもり予防、介護予防を推進する。

2 実施主体

下田市（地域包括支援センター）、下田市社会福祉協議会

3 実施内容

（1）サロン送迎

岩下区住民を対象に住民有志が実施する体操やレクリエーションを行う高齢者サロン参加者の送迎及び乗降介助を行う。

（2）買い物支援

地域包括支援センターが相談等により把握している高齢者の中から、買い物に困難を抱えている方の送迎及び乗降や買い物の介助を行う。

下田市高齢者移動支援 実証実験（案）について

	サロン送迎		買い物支援	
車両	社会福祉法人所有車両	個人車両	下田市社会福祉協議会 デイサービス車両	個人車両
従事者	社会福祉法人職員] または運転ボランティア	運転ボランティア	運転ボランティア 付き添いボランティア	運転ボランティア 付き添いボランティア
対象	サロン「ほっこり笑顔の会」参加希望者の中で、 移動が問題で、今まで参加できなかった人		実証実験対象者は、市が把握する高齢者から選出 ・運転免許がない方、運転免許はあるが自家用車がない方 ・介護度が、要介護未満の方（認定を受けていない方を含む）	
運行形態	乗降場所：自宅または近場⇔サロン 運行ダイヤ：サロン開催時刻による 乗車形態：複数乗車・事前予約制		乗降場所：自宅⇔店舗（マックスバリュ下田銀座店） 運行ダイヤ：固定ダイヤ （決まった曜日、時間帯、目的地で運行） 乗車形態：複数乗車・事前予約制	
運行日	サロンの開催日（毎月第3木曜日）13：30～15：00		市内を4地区に分け、各地区ごとに隔週1回運行 第1,3火曜日：白浜地区 第1,3水曜日：吉佐美地区 第2,4火曜日：浜崎地区 第2,4水曜日：稲梓・稲生沢地区	
利用者数	数名程度（サロンの需要による） 1月7日に発行される広報しもだに合わせ、 対象地区内（岩下区）で希望者を募集。 申込期限R4年1月14日		各地区最大5名程度	

形態:乗合い(サロン送迎) 車両:(福)梓友会みくらの里 運転:法人職員 添乗:ボランティア

下田市 「あじさい号」+「個人車両」(サロン送迎)

実証
実験中



目的地
サンワーク下田



サロン
ほっこり笑顔の会



集合場所
特別養護老人ホームみくらの里



乗降場所
岩下区集会所

毎月 第3木曜日 (順路4.5Km)
地域のサロン活動へ送迎

【車両】社会福祉法人所有車両
運転ボランティア所有車両

【運転手】社会福祉法人梓友会
特別養護老人ホーム職員 1名

【付き添い】付き添いボランティア 2名

形態:乗合い(買物支援) 車両:下田市社協の車両 運転&付添:ボランティア

下田市 「あじさい号」+「個人車両」(買物支援)

実証
実験中



運転ボランティア
付き添いボランティア
による試走の様子



毎週火曜日水曜日運行
市内4地区を隔週で巡回実施
【車両】下田市社協所有車両
(一部の地域で) 運転ボランティア所有車両
【運転手】運転ボランティア1名
【付き添い】付き添いボランティア2名¹⁹

形態:乗合い(買物支援) 車両:下田市社協の車両 運転&付添:ボランティア

下田市 「あじさい号」+「個人車両」(買物支援)

実証
実験中



車両は週2回運行。市内を4地区に分け、各地区ごとに隔週1回運行

第1,3火曜日:白浜地区

第1,3水曜日:吉佐美地区

第2,4火曜日:浜崎地区

第2,4水曜日:稲梓・稲生沢地区(須原方面)

第2,4水曜日:稲梓・稲生沢地区(加増野方面)

これからに向けて

実証実験終了後に運転、付き添いボランティアさんと振り返りを行い
どのような仕組みであれば継続していけるかを検討していく